# 平成26年 第6回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成26年10月1日(水曜日)

# 議事日程(第4号)

平成26年10月1日 午前9時開議

日程第1	会議録署名詞	会議録署名議員の指名							
日程第2	議事日程の宣告								
日程第3	議案第57号	平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について							
日程第4	議案第58号	平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい							
		7							
日程第5	議案第59号	平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について							
日程第6	議案第60号	平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について							
日程第7	議案第61号	平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につい							
		7							
日程第8	議案第62号	平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につい							
		7							
日程第9	議案第63号	平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について							
日程第10	議案第64号	平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について							
日程第11	議案第65号	平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について							
日程第12	議案第66号	平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定につい							
		7							
日程第13	議案第67号	平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定につい							
		7							
日程第14	議案第68号	平成25年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について							
日程第15	議案第69号	平成25年度南部町病院事業会計資本剰余金の処分について							
日程第16	議案第70号	平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について							
日程第17	議案第71号	平成25年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について							
日程第18	議案第72号	南部町空き家等の適正管理に関する条例の制定について							
日程第19	議案第73号	南部町の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性							

化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定に ついて

日程第20 議案第74号 南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税 免除に関する条例の制定について

日程第21 議案第75号 南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について

日程第22 議案第76号 南部町社会教育委員に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第77号 南部町保育所条例の一部改正について

日程第24 議案第78号 南部町自然休養村管理センター緑水園条例の一部改正について

日程第25 議案第79号 南部町緑水湖湖面利用施設条例の一部改正について

日程第26 議案第80号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第3号)

日程第27 議案第81号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第28 議案第82号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)

日程第29 議案第83号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第30 議案第84号 町道路線の認定について

日程第31 議案第85号 町道路線の変更について

日程第32 議案第86号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について

日程第34 陳情第8号 少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択 を求める陳情書

日程第35 陳情第9号 地元企業の優先発注に関する陳情書

#### (追加議案)

日程第36 発議案第17号 子ども・子育て支援新制度の実施に関する意見書

日程第37 発議案第18号 消費税増税の中止を求める意見書

日程第38 発議案第19号 少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採 択を求める意見書

日程第39 議員派遣

日程第40 議長発議第20号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

日程第41 議長発議第21号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>

### 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名							
日程第2	議事日程の宣	宣告						
日程第3	議案第57号	平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について						
日程第4	議案第58号	平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい						
		7						
日程第5	議案第59号	平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について						
日程第6	議案第60号	平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について						
日程第7	議案第61号	平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につい						
		7						
日程第8	議案第62号	平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につい						
		7						
日程第9	議案第63号	平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について						
日程第10	議案第64号	平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について						
日程第11	議案第65号	平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について						
日程第12	議案第66号	平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定につい						
		7						
日程第13	議室第67号	平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定につい						

日程第13 議案第67号 平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳人歳出決算の認定について

日程第14 議案第68号 平成25年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第69号 平成25年度南部町病院事業会計資本剰余金の処分について

日程第16 議案第70号 平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 議案第71号 平成25年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議案第72号 南部町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第19 議案第73号 南部町の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性

化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定に

ついて

日程第20 議案第74号 南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税

#### 免除に関する条例の制定について

日程第21 議案第75号 南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について

日程第22 議案第76号 南部町社会教育委員に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第77号 南部町保育所条例の一部改正について

日程第24 議案第78号 南部町自然休養村管理センター緑水園条例の一部改正について

日程第25 議案第79号 南部町緑水湖湖面利用施設条例の一部改正について

日程第26 議案第80号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第3号)

日程第27 議案第81号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第28 議案第82号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)

日程第29 議案第83号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第30 議案第84号 町道路線の認定について

日程第31 議案第85号 町道路線の変更について

日程第32 議案第86号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について

日程第33 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予

算に係る意見書採択を求める陳情書

日程第34 陳情第8号 少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択 を求める陳情書

日程第35 陳情第9号 地元企業の優先発注に関する陳情書

#### (追加議案)

日程第36 発議案第17号 子ども・子育て支援新制度の実施に関する意見書

日程第37 発議案第18号 消費税増税の中止を求める意見書

日程第38 発議案第19号 少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採 択を求める意見書

日程第39 議員派遣

日程第40 議長発議第20号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

日程第41 議長発議第21号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>

日程第42 議長発議第22号 閉会中の継続調査の申し出についてく議会改革調査特別委員会>

# 出席議員(14名)

1番	白	Ш	<u> </u>	真君	2番	三	鴨	義	文君
3番	米	澤	睦	雄君	4番	板	井		隆君
5番	植	田		均君	6番	景	Ш		浩君
7番	杉	谷	早	苗君	8番	細	田	元	教君
9番	石	上	良	夫君	10番	井	田	章	雄君
11番	秦		伊矢	印郎君	12番	亀	尾	共	三君
13番	真	壁	容	子君	14番	青	砥	日出	出夫君

# 欠席議員(なし)

# 欠 員(なし)

# 事務局出席職員職氏名

 局長
 唯 清 視君 書記
 前 田 憲 昭君

 書記
 石 谷 麻衣子君

 書記
 小 林 公 葉君

 書記
 中 上 和 也君

# 説明のため出席した者の職氏名

町長 ————	坂	本	昭	文君	副町長 ————	陶	Щ	清	孝君
教育長 ————	永	江	多粉	軍夫君	病院事業管理者 ————	吉	原	賢	郎君
総務課長 ————	加	藤		晃君	行財政改革推進室長 ——	三	輪	祐	子君
企画政策課長 ————	上	][[	元	張君	防災監 ————	種		茂	美君
税務課長 —————	岡	田	厚	美君	町民生活課長 ————	山	根	修	子君
教育次長 —————	板	持	照	明君	総務・学校教育課長 ——	福	田	範	史君
病院事務部長 ————	中	前	三約	己夫君	健康福祉課長 ————	畠		稔	明君
福祉事務所長 ————	頼	田	光	正君	建設課長 —————	芝	田	卓	巳君
上下水道課長 ————	仲	田	磨现	里子君	産業課長 ————	頼	田	泰	史君
監査委員 ————	須	Щ	啓	己君					

#### 午前9時00分開議

○議長(青砥日出夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(青砥日出夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

10番、井田章雄君、11番、秦伊知郎君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長(青砥日出夫君) 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

• ----•

#### 日程第3 議案第57号

○議長(青砥日出夫君) 日程第3、議案第57号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の 認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第57号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

この内容でありますが、25年度の決算額は、歳入72億7,971万9,390円、歳出70億6,460万4,974円で、形式収支は2億1,511万4,416円。この収支から、繰越明許費等にかかわる翌年度へ繰り越すべき財源5,478万1,335円を差し引いた実質収支は、1億6,033万3,081円の黒字と計上されています。

なお、25年度末の基金の状況は、基金残高は35億3,366万6,902円、地方債の25年度末の残額は72億6,649万7,000円であります。

各課で計500以上の事業がなされており、全ての事業に対し、説明を受け、質疑をしていますが、各事業の具体的な内容についての説明は省略させていただきます。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。1番目に、ゆうらくの無償譲渡についての点。町の財産を無償譲渡する目的は、公共性、公益性をより高めるとの説明もあったが、譲渡によって高まったのか疑問である。26年度に県が行った監査を見ても多くの問題点が指摘されていることを見れば、町民が本当に望んだ結果なのか疑問だ。2番目に、正職員の数が減り、非常勤職員がかわりに勤務についている。各課の継続的に行う事業に対し、期間の決まっている非常勤職員では対応が難しい点があり、住民サービスに支障を来す。3番目に、農業を基幹産業と位置づけている以上、もっと農業振興に重点を置いた施策を行うべきだと思うが、不十分である。4番目に、同和対策事業は、国の法律が13年に失効し、一般施策に移行している。町でも一般施策として対応すべきと考える。5番目に、伯耆の国がつくし・さくら両保育園の指定管理を行っている。保育は町が直接責任を負う町立町営の方向が本来の姿である。保育士の待遇も町が責任を持つべきであり、両園とも同ーレベルの職員待遇をすべきである。6番目に、介護保険は、広域連合でなされている。町長の説明では、単位が大きくなれば介護等で安定的な運営ができるとあった。しかし、町では十分な把握ができていない。この制度では町民の健康を守る点からも十分ではないと考え、町が単独で運営すべきと考える。以上の点からこの議案に対しては反対するという意見がございました。

賛成の意見であります。公債費負担比率は0.8%改善、財政調整基金残高も健全に推移している。基金全体では、積み立てられた金額は約3億9,000万、取り崩しは約2億5,000万で、基金残高は約35億8,000万円となり、健全な決算と言える。ゆうらくの無償譲渡、また公共性に欠けるとの発言だが、譲渡については定例議会、臨時議会とそれぞれの議会で説明を受け、決議してきた。公共性については社会福祉法人としての使命であり、指摘されている点が理解できない。町が出捐してできた法人であり、町と連携するのは当然であり、このことを外れるものではない。監査結果についても指摘された点は改善し、公表するとしているので問題はないと考える。3番目に、非常勤職員等、3年で期間が切れるのは問題と思うが、財政の健全性についても考えなければならない。住民サービスに不十分な状況があるとの情報はない。4番目に、農業については同意見である。今年度、米の価格が下落している状況を考えれば、農業が町の基幹産業と位置づけている以上、独自の対策も考える必要がある。5番目、同和対策については現実的に差別事例があるとし、県も対策に予算を組んでいる以上、町も同調すべきである。また、児童館等、多くの方が利用されている進学助成金も対象者を広げてあり、一般施策に移行する方向で進んでいると考える。6番目に、保育園の民営化については、当時、保育園には臨時職

員が多く、その対策も一要因として考えられた。ゆうらくの正職員となり、ワーキングプアの問題、雇用の継続、待遇の改善が図られたのではないか。公設民営化の体制だから保育の質が低下したとの意見は聞かない。7番目、介護保険について、介護を必要としている住民の方々の十分なサービスを受けていただくには単位が大きいほうがいい。各町村にも包括ケアセンターが設置され、町、広域ともどのような体制が介護の充実につながるのか努力されている。これらの理由から、また全体の決算の内容を見てもこの決算については認定すべきと考える。以上の意見がございました。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) 議案第57号、平成25年度一般会計決算認定について、反対の 立場から計論いたします。

反対理由の1番には、合併前の西伯町と会見町が出損して設立した伯耆の国に指定管理で運営させてきたゆうらくを無償譲渡した問題は、多くの町民から疑問の声が上がっています。町長が無償譲渡の目的として説明してきたのは、福祉の向上のためということでありました。無償譲渡しなければ福祉が向上しないのでしょうか。無償譲渡先にありきのこじつけとしか思えません。

2番目には、正職員を前年に比べ6人減らし、120人に減らしてきたことであります。町長は、これまでもまだ多いとして100人まで減らす考えも示しています。しかし、現場からこの決算を通じて聞こえてきたのは、正職員の仕事を非常勤職員などで仕事をこなしているが、仕事の継続性が大切で、正職員をふやしてほしいという声や、少ない人数で多くの仕事を抱えて疲労がたまる一方だなど、職員の健康管理にもかかわる重大問題が顕在化しています。組合との協議や健康調査をするべきではありませんか。そしてまた、非常勤職員などの待遇も正職員をふやすことと同時に、年収200万円程度の非常勤職員の待遇も官製ワーキングプアと呼ばれるような現状の改善をすべきであります。

3番目には、基幹産業の農業をしっかり位置づけることを求めます。会計監査の審査意見にもありましたように、町の基幹産業である農業の振興などによって自主財源の拡大を指摘されております。この審査意見は、重く受けとめなければなりません。あわせて商工費の比率が極端に低いことも指摘しておきます。

4番は、同和対策事業は終了し、一般対策に移行することを求めます。

昭和40年に同和対策審議会答申が出され、平成12年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を最後に、同和対策事業は終了しました。

2001年1月26日、総務省大臣官房地域改善対策室が出した総務省通知、今後の同和行政については、1、特別対策の終了。平成9年の地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の改正により、同和地区、同和関係者に対象を限定して実施してきた特別対策は基本的に終了し、着手済みの物的事業等一部の事業についぞ平成13年度までの経過措置として実施。平成13年度末に地対財特法の有効期限が到来することにより、特別対策の法令上の根拠がなくなることから、平成14年度以降、同和地区の施策のニーズに対しては他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、所要の一般対策を講じていくことによって対応。これが総務省の通知です。

そして、注釈として、一般対策とは、同和地区、同和関係者に対象を限定しない通常の施策のことと注釈が書かれておりまして、その説明する事項として3項目が上げられております。特別対策を終了し一般対策に移行する主な理由。1、特別対策は、本来時限的なもの。これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化。2、特別対策をなお続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではない。3、人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者対象を限定した施策を続けることは、実務上困難。

- ○議長(青砥日出夫君) 植田議員、要旨を簡潔に言って結論を言ってください。
- ○議員(5番 植田 均君) いや、これちょっとね……。
- ○議長(青砥日出夫君) 簡潔に言ってください。
- ○議員(5番 植田 均君) きちんと……。
- ○議長(青砥日出夫君) それは説明です、あなたの。
- ○議員(5番 植田 均君) 言わないと……(「大丈夫、大丈夫」「きちんとする」と呼ぶ者あり)伝わりませんので……。
- ○議長(青砥日出夫君) 大丈夫ではありません。(「大丈夫行きない、頑張って」「続けて」と呼ぶ者あり)
- ○議員(5番 植田 均君) それから、地方単独事業の見直しという項目がありまして、地対 財特法の有効期限到来という同和行政の大きな転換期に当たり、地方単独事業のさらなる見直し が強く望まれる。ここまでが総務省の官房の通知です。

次に、大阪府同和対策審議会答申が2001年に、大阪府における今後の同和行政のあり方に

ついてという文書がありまして、その一文ですけれども、一方、近年の同和地区における状況は、住民の転出入が多く、特に学歴の高い層や若年層が同和地区から転出し、低所得者層、母子世帯、障がい者など、行政上の施策等による自立支援を必要とする人々が同和地区に来住している動向が見られる。これまでの同和地区のさまざまな課題は、同和地区固有の課題として捉えることが可能であったが、同和地区における人口流動化、とりわけさまざまな課題を有する人々の往来の結果、同和地区にあらわれる課題は現在、社会が抱えるさまざまな課題と共通しており、それが同和地区に集中的にあらわれていると見ることができる。このため、同和地区に対する新たな差別意識、社会的排除を再生産させないためにも、現代社会の抱える諸問題に対するより有機的、効果的な施策の取り組みが重要である。さらに地対財特法が失効し、特別措置法に基づく同和対策事業の前提となる地区指定はなくなると答申されています。これらのことから、同和事業は一般対策に移行すべきであります。

5番目には、保育園の民営化をやめ、町の直営に戻すことを求めるものであります。町立保育園でありながら、つくし保育園とさくら保育園は伯耆の国に指定管理させています。この形態は、ゆうらくが以前そうだったことからいえば、町立を続けるという保証はあるでしょうか。町長は、伯耆の国の理事会で、保育園に事業展開していくと発言しています。南部町の将来を担う子供たちを健やかに育てようという責任と決意が感じられません。伯耆の国に指定管理料が1億7,740万円支払われ、伯耆の国の支出が1億7,295万7,000円支出が行われ、差し引き44万2,000円余の余剰金がありますが、経営努力の結果とするのでしょうか。保育士さんたちは正職員になったとはいえ、町営保育園の保育士さんとの待遇に格差があります。同一労働、同一賃金は、これから目指していく方向でなければなりません。この状況を変え、保育園を町直営に戻すことを求めて、反対の討論といたします。

- ○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。
  - 1番、白川立真君。
- 〇議員(1番 白川 立真君) 1番、白川です。25年度一般会計の決算について、認定すべき という立場で発言をさせていただきます。

25年度一般会計の特色は、孔子の言葉を用いられました。「近き者説び、遠き者来る」ではなかったかと思い起こします。一般会計、500以上の事業の中で主要な事業は、町民への福祉にどのように効果をもたらし始めたのか、26年度事業へリレーできるようになっているのかを精査いたしました。

まず、地区住民の3割が被差別体験をした、また感じたという実態調査から人のありようが問

われているわけです。我が町での人権学習では、自分以外の方の考え方を尊重し、偏見を生み出すものとは何かを学び、考えることがゆっくりと、しかし確実に広がりを見せています。

次に、自然エネルギーに着目した取り組みでは、まきストーブの普及や大規模太陽光発電所な ど、エネルギーの地産地消、循環型環境社会への町民への期待は高まりを見せています。

また、防災対策の主な事業では、防災行政無線のデジタル化です。緊急時において必要な情報 は生命に直結します。電波の入り方に不満を抱いておられた方にも持ち運びができる高感度受信 機は、なかなかの好評だと聞いております。

さらに視点を変えまして、どれだけ財政備蓄ができたかに注目します。地方自治体の共通のテーマである少子化、高齢化は待ったなしの状況です。今年度、26年度からスタートしています思い切った少子化、定住化対策、それらの基本財源は25年度にどれだけ備蓄できるかにかかっていたわけです。現在、1万1,400人が乗った南部丸は、ゆっくりと面かじに変針をしています。多少は揺れますけども、目指す目標は将来の子供たちや現役世代に大きな負担をかけさせない、数十年後も笑顔あふれる港町を目指しています。町長を初め、執行部の皆さんには、今後も目標を見定めて、しっかり面かじを切ってほしいと思います。

先ほどから面かじ、面かじと言っておりますけども、これは漁師さんが使う専門用語でして、 右に曲がるという意味を持っておりますけども、特別な意味はございませんので、誤解がないよ うにお願いをしたいと思います。(笑声)以上です。

- ○議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 12番、亀尾です。私は、議案57号、25年度一般会計の決算 について、反対する立場で意見を申し上げます。

先ほど植田議員が5項目にわたって指摘いたしました。私も若干そのことに触れることはありますが、新たにつけ加えたいのがあります。それは社会教育の充実が図られたのだろうかということであります。

1つは、私も一般質問の中でも取り上げましたが、いわゆる公民館、これが西伯のほうにあります法勝寺の公民館分館、これはさいはく分館ですか。これがいわゆる以前はちゃんと町の職員を配置して、そこで社会教育、いわゆる公民館活動を中心とした指導、あるいは支援を援助していたんですが、今はここに町の職員はいません。管理しているのは地域振興協議会、そこが管理されておりますが、その方にも率直に意見を申し上げますと、非常に公民館活動のことなんかに相談に来られて困っている面がある。また、来られた方が直接天萬の庁舎に行って、公民館のほうへ行って相談していた非常に心苦しい、そういうことがあります。私は、社会教育は生涯教育

です。そのためにはぜひそこに職員を充ててやること。しかし、それがやられてないことについても、私は問題ありと思います。

それから、広域連合への繰出金です。これは私は、広域連合になったため、2町1村で行っておりますが、介護の問題については非常に重要な問題です。少子高齢化の中で何とかして介護者がふえた場合にどう手だてするのか。それは自治体の議会がきちんと議論して、そこで結論を出してやるべきだと思います。また、経費の面でも果たしてそれが有効でしょうか。電気器具、電算電話とか、あるいはパソコン、そういうものを新たにそこで設けております、事務所を設置してですね。そこへの繰出金、また議会での議員の10名で構成しておりますが、その人たちへの歳費、さらにはそこに2町1村から職員を派遣しておりますが、その人たちは介護の関係しか仕事ができません。独自に自治体で介護の問題を持っていれば、忙しいときはほかの業務にも仕事ができます。私は、そういう点からも有効性からもっても問題があり、このことを指摘します。

それから、職員の待遇の問題でありますが、いわゆる今、ワーキングプア、年間200万円を下回る行政の職員、これについてなんですが、行政側から資料をいただきました。その中で、人権教育基本方針というのがあります。その中で、第2章で鳥取県が目指す人権教育。この中での第5章で、さまざまな人権問題への取り組み、この中の第5章であります。13節上がっております。その中の11節に、非正規職員による生活困難者への人権に関する教育ということになっております。つまり、非正規職員のために非常に生活が困窮している方、かなりおられます。南部町の職員の中でも非常勤職員、非正規職員の数がかなりありますね。そういう中で、やはり正職員としての位置づけで待遇もきちんとする。そのことが地域経済への発展、循環に大きく作用するのではないでしょうか。

以上のような点から、私は、この57号に対して反対するものであります。

- ○議長(青砥日出夫君) 4番、板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) 4番、板井隆です。私は、この議案57号、平成25年度南部町 一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、私のほうからは職員の定数について、1つ上げさせていただきます。平成25年度末における事業報告では、職員数では125人で、人件費が8億8,261万2,976円との報告がありました。先ほどから共産党議員団は、決算事項、事業報告の評価から職員の絶対数が不足しているとのことですが、現状としてはそのとおりではないかなというふうにも私も思っております。しかしながら、南部町を含めた全国72自治体の類似団体があります。これは総務省が市町村の人口や面積、それから産業構造によって分類したものであり、先ほど言いました財政状況

などを把握して、南部町と似てるところ72自治体との比較が出ております。

南部町は、人口1万人当たりの職員数が96.52人で、全国類似団体から比較すると40番目に位置をしています。結局、まだ職員が多いというような状況でもあるわけなんですけれど、町長は、職員数については人口100人に職員1人ぐらいということで何回か答弁もしていただいております。現在の職員数がある程度の数に達しているということにもなってると思います。ただ、これ以上職員をふやしても国や県からの依存財源に頼る本町にとって、職員増は南部町の財政を圧迫しかねないというふうに思われます。町民にとっては職員が多くのサービスが行き届くことが理想であるというふうに思いますが、自助・共助を補っていただいている地域振興協議会などがあり、町のよきパートナーとして、そういったところをこれから補っていただけるというふうに思っております。

さらに、この職員不足の解決策として反対にありました、町立保育園の民営化というのも一つの施策ではないかなというふうに思っております。現在、町立の保育園、4園中2園を社会福祉法人伯耆の国に指定管理によって町内の子供たちの成長を見守っていただいておりますが、伯耆の国から提出されました平成25年度収支計算分析表の確認をいたします。先ほど共産党議員団からもありました町からの委託金は、1億7,740万円です。そのうち人件費として見積もって最初出しておりますのが1億4,150万円でしたが、決算ではそれ以上の1億4,349万1,976円でした。これは委託金の80%を人件費が占めております。これは職員が40人、臨時職員2人の体制だというふうに伯耆の国のほうに確認をとらせていただきましたが、これは町営で運営したときの臨時職員の方が、そのまま伯耆の国の正職員として頑張っていただいているということであります。先ほど共産党議員団のほうから四百何十万余のいうことで話がありました。確かにそのとおりですけれど、1億7,700万、その中の480万です。これをもって26年度から運営をしていかなくちゃいけない。2つの保育園をやっていくには多分、これだけの剰余金では足りないんだろうというふうに思います。それだけぎりぎりの線で委託金をもってやっていただいてるという評価もできるのではないかなというふうに思います。

もう一つ加えまして、地域振興協議会です。先ほども言いました協議会のほうは、それぞれ7 地区が地域の問題解決、そして地域の活性化に向けて会長を中心に職員、そして地域住民が一体 となって、それぞれ地域の特色を生かした行動をとっていただいております。そういったところ も職員の一つの削減のほうにもつながっているんではないかなと思います。町政も民でできるこ とは民に業務のアウトソーシングによる業務の見直しを図りながら、町の職員力の持続的に発展 させ、安心・安全なまちづくりに集中することができる、そういったためにもこういった団体の 方々にも、ぜひとも頑張っていただきたいというふうに思っております。

それと、農業施策の話が出ておりました。昨年、7月15日にゲリラ豪雨は、南西伯地域を中心に大きな被害を受けました。災害当初、田畑など、被害を受けられた住民の方は大変途方に暮れておられましたが、その後、激甚災の指定を受け、これに当てはまる方々は負担が4.1%という非常に安価な金額で復旧することができました。さらに南部町は、激甚災の対象外、これは工事が40万円以下のところですけれど、そういった復旧工事において単町で農業地の小さな災害復旧工事に対しても予算化をしていただきまして、自己負担が15%で復旧ができたということです。決算では、町内で53カ所、事業費が1,212万6,187円。それに対して町は、973万9,517円の補助金を投入しております。農地の遊休化を防止していただきました。さらに地産地消奨励事業、汗かく農業者支援事業など、国や県でない町独特の特色ある補助事業も展開していただいております。農業施策についても町のほうも十分に対応していただいているというふうに思っております。

ほか、ゆうらくの無償譲渡問題や同和対策、南部箕蚊屋広域連合による介護保険についての反対もありましたが、こちらにつきましては次、米澤議員のほうからしっかりと討論していただいて、私の不足のところも補っていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。以上で賛成討論といたします。

- ○議長(青砥日出夫君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 議案第57号、南部町の25年度の一般会計の決算の認定について、反対いたします。

反対の骨子や内容については、委員会等でもお話ししてきましたし、先ほど同僚議員も述べて きたところです。

加えて、まず1点目には、25年度のゆうらくの無償譲渡の問題です。このことはやっぱり住民からもぜひ指摘して反対してほしいという声がたくさん届いています。改めて決算書を見た場合、平成25年度財産に関する調書。公有財産、土地及び建物(行政財産)の中で、老人福祉施設ゆうらく6,493平米が行政財産としては減になったことが報告されています。この評価額、総務課から出してもらった文書では、取得年月日が平成14年の4月1日。取得価格18億5,415万9,300円。再調達価格は、21億1,300万円に上るそうです。耐用年数34年、これを耐用経過年数10年、減価償却残高14億9,205万2,902円、この数字を残したまま無償譲渡されたわけです。この決算の財産に関する調書の中でいえば、恐らく一覧表を見れば耐用年数を長く残して取得した年月日も比較的新しい。町でいえば、一番大きな財産の一つに

入ってたものではないかというふうに考えられると思います。この減価償却残も14億残したものを、一方では税務課等が税金を集めながら差し押さえ物件ですね、何円に至るまでお金を納めてもらおうとする一方で、このような現象に対して住民からおかしいという声が届くのももっともだと思うのです。町の理由は、先ほど植田議員が述べていましたが、何ら福祉の増進等でも今回のやり方に合理性、そして緊急性、手続の問題からいっても納得するようなやり方ではなかったということが議会の中でも明らかになってきたと思うんです。

加えて言えば、今回、一般質問等でも指摘させていただきました。設立時の趣旨説明では、両町が1,000万円を出したにもかかわらず、私たち同士で設立したという書き方。そして今回、平成25年の町が立ち上げたという社会福祉法人伯耆の国が、通常は2年に1回の監査だと言いながら、4名もの特別な監査で毎月3回も続けて受けていく。これは県に聞いても異例の監査だと言わざるを得ないという状況の中で出てきた中では、私的な扱い方の問題が明らかになったのではないでしょうか。町内のちまたではこれがホームページで公開されていますから、住民がコピーして回していらっしゃるそうです。もっともだと思います。そういう点から考えても、私は、今回の平成25年度のゆうらくの無償譲渡については、住民に責任を持つ町の立場から見てもあり得ない姿勢だと厳しく指摘しておきたいと思います。

職員の減の件です。この件についていえば、町の決算資料の中では平成 1 6 年合併時の人件費が 1 4 億 3 ,1 5 1 万円、 1 8 8 人いたと明記されています。それが平成 2 5 年になって 9 億 9 6 5 0 万、約 4 億 3 ,4 0 0 万の減です。数字は 6 4 人減らして、 1 2 4 人という数字が決算資料の中に上がっていました。監査の指摘でも明らかなように、基金は平成 1 9 年からの一覧表しかありませんでしたが、平成 1 9 年に基金残が 1 6 億 6 0 0 万のところ、今回平成 2 5 年度末で 3 5 億 4 0 0 0 万円という合併以来、最高の基金残を残してきているわけです。先ほどの白川議員の中にも少子化の財源を留保してきた、このように言うのですが、これはまさしく職員の首を切っての基金増だと言えるのではないでしょうか。

町長は、初日の説明でこのことの指摘に対して、扶助費がふえているとこういうふうにおっしゃいました。それで、委員会の中でもこの扶助費がふえてきたことに対して、担当課からも聞き取りをしました。扶助費がなるほど、ふえてきていますが、その理由が 3 億 8 , 5 0 0 万から 8 億 7 , 6 0 0 万円。 4 億 9 , 0 0 0 万円の増になっていますが、この中身といえば、生活保護が町に来た。この関連で 1 億 3 , 6 0 0 万、福祉事務所ができたこと、そして児童手当の 1 億 7 , 6 9 0 万、このように制度の改変の中で扶助費の増ということになってきた、このこともはっきりしてきたわけです。だとすれば、今回の職員減、 1 0 年間で 6 4 人減らした、このように基金

がたまる一方で、町民の生活や職員の仕事はどうなっているかということは、先ほど同僚議員も指摘してきたことです。とりわけ民営化によって職員の人件費の負担を減らしてきました。給食センターを民営化したこと、なんぶSANチャンネルを立ち上げて、そこに広報等を任してきたこと、そして先ほどの保育園の問題です。この3つの職員の働く状況を見た場合、給食センター、17名いるうちに月給で働いているのはわずか2名です。あとは、半分以上の10名は日給月給です。あとの6名は時間給、その月給も1カ月16万5,000円、最高で。私たち、町会議員が年に4回定例会に参加する、この報酬よりも毎日働いている方々が低いというのが現実ではないでしょうか。なんぶSANチャンネル、5人が雇用されていて総額980万円、割ってみたらわかることです。保育園、先ほども指摘されましたが、正職員の町立保育園に対して、民営化の保育所の人件費の割合が64%。このことを見れば、先ほど亀尾議員も指摘しましたように、官製で公的なところで200万円以下、そしてすれずれのワーキングプアを生み出してきているというのが今の町の現状ではないでしょうか。私は、ためられた基金は住民に使うことと同時に、この職員の待遇改善にまず第一に取りかかるべきだということを厳しく指摘しておきたいと思います。

それから、介護保険の問題です。平成26年の8月広域連合の定例議会では、町からの一般財源1億8,470万円を南部町が負担しています。1号被保険者3,664人、高齢化率32%、認定者653人、このように、そして保険料を集めている金額は2億1,345万、このような住民にとって大きな負担をしている介護保険の制度です。私は、この介護保険の制度は今、広域連合でしていますが、町長の英断でもって今度から地域支援事業が町におりてくることもあります。具体的にかかった経費を住民が見ていること、身近なところで介護・医療・健康福祉の連携を考えるならば、町民のためにも、そしてそこで働く町職員のためにも介護保険を町に戻すことを指摘しておきたいと思います。

次に、地域振興区の問題です。この中では、地域振興協議会の総会の資料を課のほうから出していただきました。この中で、多くの役員が地域振興協議会の中で触れられていることは、地域振興協議会で職員を雇うことについてです。このことについては多くの心配の声が上がっていまして、就業規則はどうなっているのか、この雇用の責任は誰が持つのか、このように言われていることも、これももっともな指摘だというふうに思います。私は、このことについては委嘱と言いますが、少なくとも全額町が出している以上は町が責任を持った体制をとらなければ、地域振興協議会のほうとしても大変だということを感じました。

2つ目には、格差が生じてきてるという問題がどのような形であらわれているか、敬老会の問

題が端的でした。敬老会では、一部の地域では相談しながら物を配ってるというところもある。一部の地域では敬老会を実施しているところもある。以前には町長も御存じのように、町職員が、全員がほぼ出てバスを借り上げてやってきた問題です。この続く是非の問題はあろうかと思いますが、少なくとも同じお金が出て行政組織ではないと言いながら、非常勤特別職のいるところで受けるサービスが違ってきているというのも現実です。これが町長や課の説明するように、違いがあっていいのだという言葉で負えるのだろうか。住民が納得するとは思えない協議会の中身でした。このことについても町長は、見直しもあるだろう。総額交付金5,000万円を超える会長、副会長の報酬も1,000万円を超えてきます。このお金の使い方も含めて検討の時期に入っているのだということも指摘しておきたいと思います。

続いて、同和対策費の問題です。人権対策費、特にこの中の同和事業推進協議会への250万を超す補助金のあり方です。これは交付金というのですが、中を見せていただきましたら、明らかに一部運動団体の活動資金になっています。これはいつまでこういうことを続けるのかという問題と同時に、町の公平性からいっても運動団体である団体に200万を超すお金出していくということの不均衡はやはり是正すべきだと、私は、同和対策の一般施策への見直しは当然ですが、少なくとも段階的にやるとしてもこの補助金の見直しは急がれてると思います。

もう一つには、いわゆる地域を限定しての固定資産税の減免問題です。これは属地、属人であれば大きな問題だということも指摘しておきたいと思うのですが、この件について数字は約250万の減の数が上がっています。これをもし、このようなところで減免施策も必要だと思うのであれば、先ほど亀尾議員の指摘したさまざまな差別、格差問題が生じています。とりわけ今、所得減が大きな課題となっていますから、この制度を所得の少ない人たちに固定資産の減免制度を設ける、このように一般施策化すべきだということを指摘しておきたいと思います。

あと、とりわけ職員の中で顕著に見られたのは、非常勤一般職に38名中、教育分野の関係が20名を占めることです。これにはある程度、委員会での聞き取りの中でも感じたのですが、やはり教育分野での人件費の削減が多いということは指摘しなければいけないと思うのです。小学校の学習支援員や図書館の司書、いずれも専門的な知識が必要です。通常では労働者の再生産を考えた場合、このような非常勤の一般職の給与で、この仕事が続けられていくという保証はないのではないでしょうか。そういうことを考えれば、この改善策が急がれていると思います。

それから、もう一つに、教育分野でいえば、私は、少人数学級の実現、今年度も5校のうちの3校でしたか、寄附金を使って少人数学級の実現しています。24年度の決算では、法勝寺中学校は単独500万円をつけて30人学級を実現してきたという経過があります。そういうことを

考えれば、他町の教育予算と比べれば、他町、隣の町ですけれども、少人数学級を実現しているところは特化してそこにお金を使っています。私は、さまざまなボランティアの取り組み等も大事だと思うのですが、何よりも子供たちを守るということを考えれば、学校の先生や専門職の方々が自分の本来の仕事を発揮できる体制をつくったりとか、そこの環境整備していることが一番ではないでしょうか。そういう意味でいえば、今、使ってるお金を少なくとも精査して、少人数学級の実現と、そこで働く職員の待遇改善にかじをとるべきだということを指摘しておきたいと思います。

以上の立場から少なくとも、町長、お金はないわけでありません。このお金を今から想像すれば、35億たまったお金を何に使うのか。今度来る大規模施設のこともあろうかと思いますが、今、働いている職員はどのような待遇で働いているのか、このこともしっかり考えていただくこと。それから、住民にとっていえば、何億ものお金を無償譲渡する一方で、町民は公共料金を払うことに本当に四苦八苦している。この現状を考えて、今後の公的なお金の使い方を考えていただきたいということを指摘して反対いたします。

- ○議長(青砥日出夫君) 3番、米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 3番、米澤でございます。御指名がありましたので、私が最後の 賛成討論をさせていただきます。私は、議案第75条、平成25年度一般会計決算認定について、 賛成の立場から……。
- ○議長(青砥日出夫君) 米澤議員、議案第57号です。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 済みません、5 7号ですね。5 7号、一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成25年度の当町の一般会計の財政事情でございますが、経常収支比率は若干悪化いたしましたが、財政力指数は若干改善し、基金残高の増、公債費年度末残高の減、公債費負担比率、実質公債費比率も改善され、財政健全化判断比率も基準を下回っており、おおむね良好な経過を示しております。ただ、町税の総額の減少、そして平成27年度から地方交付税の合併算定がなくなり、厳しい財政事情が待ち構えているのも事実であります。行財政改革等、一層努力をしていただき、住民福祉の向上のために努めていただくことをお願いいたします。

平成25年度一般会計は、住民福祉の向上のために516にも上る事業が行われました。事業によりましては利用者が少なく、予算の執行率が低かった事業もありましたが、利用者に門戸を開く意味からも大切であり、住民生活向上のために努力された跡がうかがえます。ただ、予算執行率の低い事業につきましては、もう少し住民に対する周知を徹底されることをお願いいたしま

す。

さて、反対討論がございましたが、ゆうらくの無償譲渡の問題、その公益性、公共性について、 そして県の執行した監査での問題点について述べさせていただきます。

今、当町は生き残りをかけて行財政改革を実施し、人員削減のもと職員も大変少なくなりました。しかしながら、高齢化はますます進展し、介護福祉のニーズはまだまだ多様化し、行政だけでは対応が非常に困難となってまいりました。国も保育園や介護施設などの社会福祉施設の補助金を廃止して一般財源化するなど、地方自治体が直営で社会福祉施設を運営する時代から、民間が運営する時代に変わってきているところでございます。

そのような中、社会福祉法人伯耆の国は設立以来、特別養護老人ホームとして健全経営のもと、行政と一緒になって当町の介護福祉に多大な貢献をしてまいりました。その伯耆の国は、旧西伯町と旧会見町からの出捐金で設立された社会福祉法人であります。このたび、グループホーム建設に当たりまして、ゆうらくに隣接した町有地を希望することは経営の面から当然のことであります。また、グループホーム建設のための資金調達においても、担保を持たないことは資金調達に支障を生じるところであります。これに対しまして、町有地を伯耆の国に譲渡し、伯耆の国の安定経営を支援することは、行政の介護福祉などの発展に資することにつながることになるのではないでしょうか。行政と伯耆の国は、住民の福祉にとっては車の両輪なのであります。建物の無償譲渡についても同じことが言えます。国と県との協議の関係から、土地と一緒に譲渡することはできませんでしたが、土地と建物の基本財産を有する伯耆の国は経営も安定し、しっかりとした社会福祉法人として、行政のパートナーとして町の社会福祉に貢献していただけるでしょう。なお、建物の無償譲渡は有償にした場合、建設時の補助金のうち売却価格の7割余りを国に返却しなければなりません。また、指定管理のままで毎年寄附を受ければいいという意見もございますが、起債の償還が終わればその保証もございません。建物の無償譲渡は、町にも伯耆の国に

次に、県による監査においてたくさんの指摘事項が出た問題でありますが、社会福祉法人や公益法人は、県の監査を受けることにより、中には認可の取り消しもございますけれども、県の監査を受けることによりその組織の問題点を洗い出し、その組織をよりよいものとするものと私は解釈しております。指摘された事項をしっかりと改善されて、よりよい社会福祉法人になるよう

も痛みのない方法であります。これにより住民の皆さんが安心して介護サービスを受けられる状

況を整備していくことは、行政にとっても住民の皆さんにとっても大いに希望の持てる政策では

ないでしょうか。大局的な判断だと私は思います。このことからも、無償譲渡が住民の皆さんに

とって公益性、公共性があることは明白な事実であると私は考えます。

努力されることを切に望みます。

次に、正職員を減らす方向は見直すべき、非常勤職員の継続性、待遇の問題という問題でございます。私も正規職員を減らすことは、気持ち的には反対であります。しかしながら、交付税などの依存財源に頼ります地方公共団体にとって生き残りをかけた行財政改革の中では、どうしても人件費の削減は避けて通れません。行財政改革をしっかりと行った地方公共団体には、交付税の算定において有利に働くとも聞いております。また、地方公共団体にとって類似団体の職員数が比較の対象になることもあり、合併後、職員数の削減は至上命題となったわけでございます。このため、住民サービスを維持するために今の非常勤職員、臨時職員を私は雇用していると考えます。

非常勤職員の継続性ということでございますが、正職員でも人事異動で、課または係を動きます。そのことを考えれば住民サービスの上からも、これは極端な問題ではないと私は考えております。ただ、非常勤職員の待遇の問題につきましては、私もこれは非常に憂慮をしておりますので、少しでも待遇の改善を望みます。

次に、同和対策事業についてでございます。国が一般対策に移行したので、南部町も一般対策 化をという意見でございます。しかしながら、まだまだ差別は残っておりますし、先ほど植田議 員のほうからございました都会における動向、これは我が町の動向とは一律ではございません。 必ず違っております。

差別の実態といたしましては、まだまだインターネットの書き込み、落書き、職場でのひそひそ話、行政書士等による差別を助長する住民票等の取得等、県内でも差別の実態が報告されているところであります。鳥取県も同和対策の重要性から、隣保館の運営費に補助金を出しているのが実態であります。日ごろから住民の声を大事にされる反対議員の皆さん、どうか地区に出向かれて、しっかり地区住民の声を聞かれてはどうでしょうか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)部落差別は、時の権力者によってつくられた差別であります。同和対策審議会答申では、部落差別の解消が国民的な課題であり、国の責務であると明記されています。国の責務であることは、都道府県、町の責務でもあります。もちろん、身障者差別、男女差別、民族差別等、あらゆる差別をなくすことは大変重要であります。

町では現在、進学奨励金など、一部の事業を一般対策に移行したり、児童館・老人館も一般に 開放しています。しかしながら、部落差別は同じ人間がつくり出した差別であります。この差別 解消のために、どうして同和対策を特化してはいけないのでしょうか。私は、町単独でも特化す べきであると私は考えております。反対議員は、全町民がわだかまりなく交流し合う一般対策が 問題を解決する方向であるとおっしゃいますが、一般対策への移行だけでは問題は解決しないと 私は考えております。

次に、先ほど保育園と、それから給食センターなどの民営化についての話がございました。しかしながら、民営化は時代の流れでございます。確かにこういうところを直営でするということは大変いいことではございますが、今の時代、非常に難しい。財政力指数が高く、地方交付税が少ない団体ならいざ知らず、地方交付税に頼っている団体にとっては、民営化はやむを得ないと私は考えております。行政のスリム化からも、これはやむを得ないというふうに考えております。

次に、介護保険の問題が出ておりますが、介護保険を広域連合でやっているということで、対象者のフォローのために単町で運営すべきということでございますが、単町で運営した場合には介護保険財政が破綻する可能性は大であります。保険料が高くなることも事実であると私は考えております。当然、安定経営のために分母が大きい広域で行ったほうが私はよいと考えますし、対象者のフォローにつきましても地域包括支援センターを置くなど、いい方向に私は向かっているということを考えておりますので、これも私は賛成いたします。

それから、社会教育の充実の話が出ました。公民館活動につきましては、前の議会で私も一般質問しております。これについては私もまったく同意見でございます。西伯公民館に公民館主事を置いて各地域振興協議会との連携、それから指導を深めるということは、私も非常に必要であると考えておりますので、今後、これはよい方向で教育委員会のほうで対策を練っていただきますようによろしくお願いいたしますし、少人数学級の実現につきましても、これは私は反対討論には賛成をいたしますが、ということで非常に長くなりましたけれども、一般会計の一部は反対討論に賛成するところもございましたけれども、とはいいましても、やはり一般会計決算は認定すべきであると考えておりますので、以上、賛成討論といたします。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第58号

〇議長(青砥日出夫君) 日程第4、議案第58号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会

計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第58号、平成2 5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

内容といたしましては、歳入決算額 1 4 億 1 , 3 9 2 万 3 , 9 2 5 円、歳出決算額 1 4 億 1 , 0 5 9 万 1 , 8 6 0 円、歳入歳出の差し引き額は 3 3 3 万 2 , 0 6 5 円の決算でありました。

問題となっています基金の残額でありますが、平成24年度末5,535万950円、25年度積立額は16万961円、25年度の取り崩し額は912万1,538円、25年度末の基金残高でありますが、4,639万373円です。この金額が多額と見るか厳しいと見るか意見の分かれるところでありますが、現実はそうなっています。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。国保税が住民の生活実態から見て高過ぎる状態が続いている。減免制度を設ける必要がある。現年度の徴収率は94%だが、現年・過年の滞納額5,800万円をどのように考えているのか。高いがゆえに払えないので、所得が低い人に滞納がふえる傾向があるのではないか。基金がなくなると言っていたが、持ちこたえているのではないか。一般財源投入も可として基金は有効に活用し、税を軽減することを考えるべきだ。健康管理センターに管理運営費として国保会計から約300万円出している。すこやかは、全町民を対象とした施設であり、一般会計で見るものであり、国保で対応すべきではない。これらの理由で反対するという意見がございました。

賛成の意見。国保税が高いという実態については、そのとおりとも思う。しかし、現制度で単町で運営している以上、仕方のない部分もある。広域化は早急に考える必要がある。基金を全て使えというような意見だが、医療費の伸びが不透明である以上、基金は必要である。一般財源の投入については、国保被保険者以外の方々の理解が得られるのか疑問であると考える。以上の点により賛成する。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 議案第58号の25年度国民健康保険の会計の認定に反対します。 委員会の中でも精査、調査は、やはり住民からいただく税金の問題が大きくありました。これ は監査のほうにも出ているのですが、調定額が2億4,100万に対して、収入済み額が2億2,890万。いわゆる不納欠損、今回180万ちょっと出して、未収金が1,234万。これまで の過去の滞納と合わせて、約5,890万の滞納が出てきている。現年度等については94.9%の税の収納率だという数字が出ていました。

先ほどの委員長の報告の中でも、委員会の中でも多くの方が国保税は高いということは、みん なが認めているわけなんです。確かに高い。どこを見て、特にこれは所得がなくても国保税払わ ないといけないから、住民から見たら高い金額になるわけです。なるほど、多くの議員の皆さん がおっしゃるように、国保会計そのものから見たら、ちょっとは負担してもらって基金もある程 度なければ不安だという国保会計を維持していくというところの意見もわからないわけではない わけです。しかし、この大もとになっているのは、住民の医療をしっかりと実現することと同時 に、この財源は14億の中の2億4,000万だとは言いながらも、住民から高い国保税を払っ て成り立っている制度だから言うわけです。私は、滞納が多いから何とかしろじゃなくて、圧倒 的に多くの方々が苦しい中でお金を納めているわけなんです、使おうが使うまいがですね。それ が今の公共料金が大変だというとこに響いてきているわけです。例えば暮らしが大変な方に生活 保護をということを勧めた場合、自分はなるたけ自立してやりたいけれども、公共料金を何とか してほしいと、こういう声が町民の中からも数多く聞かれるわけです。とすれば、私は、町とす れば町の運営で何とかなるのであれば、あらゆる努力をして住民の負担軽減を考えていくという ときに来ていると思うわけです。とりわけ平成25年度の短期保険証発行、これは滞納者に対し て、いわゆる納付相談を受けながら短期保険証を発行するのですが、これは25年の数字でした っけ、対象件数が118件あるそうです。その中で、いわゆる短期保険証を発行しているのは5 0件。これをどう見るかの問題もあると思うのですが、圧倒的に多くの方々が苦しい中でも働い ていて、町のほうでも大分努力されて普通の保険証を出していると思うのですが、やはり納付相 談等でというのが半分ぐらいは出てきたということは、この数字からも払いたくても払えない数 字だということがわかってくるのではないかと思うわけです。

一方の医療費を見たら、前年比102%ですよね、2%の伸び。これはやはり恐らく医療費が少なくなることは考えにくいだろうというふうに私たちも毎年考えるわけです。先ほど言ったように、基金残も前回思っていたよりは、当初25年度の最初は基金、全額使い果たす予定でしたからね。それを考えれば持ちこたえて、今回の25年度末4,639万残っていると、これはい

ろんな取り組みをしてきた経過だとも思うのですが、実際、この段階においてこれ以上の負担は大変だということになれば、これは賛成しようが反対しようが国保税を上げていくのか、国保税を上げないで何らかの形をして、住民負担軽減に取り組むかのとこにもう立っているということではないでしょうか。今回、監査の意見の中では、各特別会計に一般会計の繰り出しの金額が明記されていました。6,523万7,000円。私の見る限りで、今までこういう資料は余りなかったと思うんですけども、これは全体の21%を占めている。こういうふうな数字も出てたんですが、これはいわゆる法定ですね、国が定めて国が出すから町も出しなさいよというお金だけです。今や多くの自治体は、この法定のみではできず、一般財源の繰り入れをして国保会計をやりくりしている現状があります。私は今回、済んだ決算ですけれども、国保税の引き下げを私たちは当初の予算のときも主張してきました。25年度の決算に当たりましても、やはり国保税の引き下げを少なくとも基金を入れて引き下げることと同時に、私は一般財源等の投入も考えて引き下げすることをして、住民の負担軽減を図ることをまず求めておきたいということ。

続いて次に、所得については差が出てくるわけです。とりわけ何回も国保税は所得がなくても 払わないといけない税金です。考えれば、減免制度を拡充すること、これは一時所得が減ったこ と等についてもできるような取り組み、生活の困窮者等についてするような取り組みをすること が今の住民実態からしたら求められていると思います。

続いて次に、今度はちょっと角度を変えて、医療費を抑えるという点でも努力すべきだというのが、私は町に対して言いたいことです。特定健診40歳以上、2,329人対象のうち905名、38.9%、多い数字ではないと執行部も認めています。人間ドック100名の枠はあったけども、57人、平成25年度。どうして満杯にならないか。これはやっぱり対象を制限してきていることにあるのではないかということを指摘したいと思います。遠回りになるようですが、この国保会計を使って行う特定健診や人間ドック等については、医療費の今後の削減等も考えるならば、抜本的な改善をして有効に使えるように努力すべきだということを指摘しておきたいと思います。

次には、3つ目には、センターの管理費を国保会計を使っていることです。センターの管理費、特別調整交付金417万を含めながら、その差額の306万8,000円、これについては国民健康保険の会計から入れています。御存じのように健康管理センターは、全住民を対象にしたセンターです。このことを考えれば、全体の金額からしてわずかとはいえ、一般財源、国保会計の一般会計の306万は町の一般会計から繰り入れて負担軽減を図るべきだと、あらゆる努力をして負担軽減を図り、住民の国保税を引き下げ、暮らしを守ることの会計にしていくことを指摘し

て反対をいたします。

- ○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。 3番、米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 3番、米澤でございます。私は、平成25年度国保会計の決算の 認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成25年度は、医療費の急激な伸びから基金が枯渇するのではないか、基金がなくなれば次の年はどうするんだろうなということで非常に心配しておりましたけれども、何とか4,600万円余りの基金が残ったところでございます。何とか持ちこたえたというところでありましょうか。

反対討論では保険税が高過ぎる、それから減免制度を設けるべきということでございました。 私も11月からは国民健康保険の被保険者になりますけれども、保険税は安いことにこしたこと はございません。しかしながら、国保会計の安定経営から考えると、基金からの繰り入れを考え ても、やはりある程度の負担はやむを得ないと考えます。

減免制度を設けるべきということでございますが、これは既に所得によりまして2割、5割、7割の減免制度が設けられているところでございます。

それから、一般会計からの繰り入れということでございますが、国民健康保険税は皆さん御存 じのように目的税であります。国民皆保険制度のもと町民の皆さんは、それぞれ組合健保、共済 組合、国民健康保険など、それぞれの保険に加入されておりまして、そこでそれぞれの保険料を 払っていらっしゃいます。一般財源の投入につきましては、国民健康保険の被保険者以外の方は、 いわば二重払いになるということでございまして、果たして国保以外の被保険者の方にこの理解 が得られるかということが問題でございます。私は、理解が得られないというふうに考えており ます。

それから、すこやかの運営に一般会計から持ち出しすべきということでございます。しかしながら、すこやかの運営費には、先ほど反対討論の議員からもございましたが、運営費について特別調整交付金が出ております。この特別調整交付金と申しますのは、これは国保会計への補助金でございます。当然、そういう面からも国保会計からすこやかの運営費は持ち出すべきというふうに私は考えております。以上、賛成討論といたします。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 についてを採決いたします。 委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

ここでちょっと注意をします。ちょっと反対討論、賛成討論もですが、ちょっと一般質問化しておりますのと、パフォーマンスが過ぎるように思います。簡明にしろということが必携にも書いてありますし、会議規則にもありますし、それを長々と説明はせずに、端的にうちの町にあった部分についてきちんと説明をして、これで反対だということでやってほしいと思います。例を出してまで言ってほしくありませんので、よろしくお願いします。

#### 日程第5 議案第59号

○議長(青砥日出夫君) 続きまして、日程第5、議案第59号、平成25年度南部町後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第59号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入決算額は1億2,412万1,509円、歳出決算額は1億2,286万8,389円、 歳入歳出の差し引き額は125万3,120円の決算でありました。

委員会での審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しております。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。地方自治体が保険者であれば、被保険者の声を議会で伝え、改善の余地があるが、現状では身近な声が届きにくい。保険料は県一本であり、生活実態から考えると無理がある。国保から切り離し、75歳以上で運営されており、繰り入れもある。しかし、高齢者になれば病弱になり、医師にもかかり、医療費もふえていく。負担を見ると非常に無理のある制度と言わざるを得ない。以上の点から反対するという意見がございました。

賛成の意見でありますが、毎年3%以上医療費が伸びている実情の中、単町で制度を運営していくのは無理がある。声が届かないとの指摘があるが、町の保健師等から聞き取りも十分行っている。年金からの引き落としであり、収納率は高い。制度に無理があるとあるが、スタート時にはいろいろ批判もあった制度だが、今は十分に理解されていると思う。以上の点から賛成するという意見であります。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾でございます。私は、議案第59号、平成25年度後期高齢 者医療の会計について、反対するものであります。

理由は、先ほど反対意見の中で委員長から報告がありましたが、まずそのことを指摘します。 これはいっとき、民主党政権になったとき、これは不都合であるから解消しようという声もあったんですが、その後はやっぱり引き続いてこの制度が進んでいるわけであります。県が連合で運用する、そのために自治体の高齢者の声が届きにくいし、また実態に合わせてどうか、これが議会で議論することができません。しかも、保険料も県が決定するものに従わざるを得ません。いわゆる住民の声が反映できない、このような不合理さは議会としては、これは承諾することはできないではありませんか。

それと、高齢になれば医療費がふえます。この医療費がふえた分を高齢者の方に負担をさせる。 これでは町民みんなが医療を支える点から見ても非常に不合理があると、このように指摘せざる を得ません。

それと、保険料を特別徴収、いわゆる年金の中からむしり取るといいますか、引き落とす。そのようなことがやられております。これも本来、人権の立場からいえば、非常に大きな問題があるのではないでしょうか。しかし、国の制度としてやっている以上は、それは違反とはならないというぐあいに理解をしてる方が多いと思いますが、私は、これは非常に大きな問題があるというぐあいに思います。私は、先ほども言いましたように、各自治体が保険者となってこれを運用していくこと、このことが住民の意見を反映し、民主的な運営ができる、このことを主張して反対するものであります。

- 〇議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。
  - 4番、板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) 4番、板井隆です。私は、議案第59号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成20年から始まった後期高齢者医療制度、日本の国家財政が逼迫する中での医療費の大幅 な増加があります。 平成25年度医療費は、前年度対比8,500億円余りの増、医療費の伸び率も2.2%で、39兆3,000億円、11年連続で過去最高額を更新しております。このうち後期高齢者層の医療費は14兆2,000億円で、医療費全体の36.1%を占めております。また、後期高齢者の1人当たりの医療費は、前年比で1万2,000円増加し、1人当たり92万7,000円となり、現役世代の5倍程度かかっているとされております。このような現状で市町村単位での対応ができるでしょうか。分母を大きく都道府県単位で長寿社会を守っていく。少数意見が全てのように物申す共産党議員団の範疇では、既に出る幕はないという状況であるというふうに思い、賛成の立場の討論とさせていただきます。以上です。(発言する者あり)

- ○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたし……(「議長」「何です、今の」と呼ぶ 者あり)何ですか。(「います、手を挙げてます」と呼ぶ者あり)5番、植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) 議案59号、後期高齢者医療制度の決算認定について、反対の立場から討論いたします。

先ほどの賛成議員の最後の発言は非常に問題があります。(「本当ですよね」と呼ぶ者あり) 少数意見だといって出る幕がないとは何事ですか。私たちは町民から選ばれて、その町民の意見 を代弁する立場で、ここで発言しております。出る幕がないという言葉は訂正していただきたい。 (発言する者あり)

それから、そもそもこの後期高齢者医療制度は、先ほど板井議員がるる数字を紹介されたように、医療費の増大は顕著であります。そもそもこの制度設計において何度もこの議場で言っておりますが、75歳以上の高齢者だけを加入する保険制度というのはもともと無理があるわけです。医療費が増大すれば保険料にはね返る。そういう制度をつくって、その保険料の負担に耐えがたくすることで医療費を抑制しようというのが、当時の厚生労働省の制度設計を担当した方の発想なんですね。こういう非常にひどい医療制度を見直すことが、人間として、最後に人間としての生活を全うしていく人たちを人間らしく生きていただくための制度をつくることこそ、私たちに課せられた使命だと思います。そういう立場から、これは反対すべきと考えます。以上です。

(「議長、動議」「俺の賛成討論」「動議、動議、じゃあいつするの」と呼ぶ者あり)

○議長(青砥日出夫君) 休憩します。再開は40分。

午前10時28分休憩

午前10時40分再開

○議長(青砥日出夫君) 再開いたします。

先ほどの賛成討論について、板井議員のほうから訂正があるそうでございます。 4番、板井議員。

- ○議員(4番 板井 隆君) 4番、板井隆です。先ほど議案第59号のところの賛成討論の中の最後の部分で、共産党議員、共産党のことをちょっと中傷的な発言をしてしまったこと、訂正をして、削除しておわびをさせていただきます。申しわけありませんでした。
- ○議長(青砥日出夫君) よろしいですか。これをもって討論を終結いたします。(発言する者あり)終わります。(「終わり、終わり」「採決、採決」と呼ぶ者あり)これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第60号

○議長(青砥日出夫君) 日程第6、議案第60号、平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳 出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第60号、平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入決算額、歳出決算額とも同額の285万4,003円の決算でありました。

全員一致で認定すべきと決しております。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第60号、平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

を採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第7 議案第61号

○議長(青砥日出夫君) 日程第7、議案第61号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会 計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第61号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入決算額、歳出決算額とも同額の245万4.940円の決算でした。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しています。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。滞納について監査でも厳しく指摘されている。対策が難しいと言われている中、以前は法的な手段とか連帯保証人への対応とかがあったが、最近は具体的なことが聞かれない。徴収のための努力はされていると考えるが、一般会計で繰り入れをしながら、収納未済額が8,600万円以上ある実情では可とすることはできない。

賛成の意見であります。回収、収納について、条例では年2回の請求となっているが、担当課は毎月訪問され、徴収に努力されている。早急に改善される状況ではないが、現時点でこの決算に反対することはできない。以上であります。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) 議案61号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計決算 認定について、反対の立場から計論いたします。

25年度中のこの会計での負担をするべき人は27人おられます。その中の15人が25年度

中に全く納入がないゼロ円ということになっております。そして、過年度分として住宅貸し付けが 1.8%、宅地貸し付けが 2.0%の徴収率で、このことが監査からも厳しく指摘されているのであります。そして、この収入未済になっている総額は、8.672万8,000円余りとなっておりまして、これは町が窓口になって借り入れているわけですから、これを一般会計から代理で弁済していると、こういう内容です。ですから、一般会計が 8.672万余りを持ち込んでいるということになると思います。それで、徴収の努力ということも聞いてきたわけですけれども、やはり 27人中 15人が全く入ってないと、こういうことではほかの決算と比較しましても極端に低いわけでして、これを可とする理由はないと、こういうことでございます。以上です。

〇議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

〇議員(1番 白川 立真君) 1番、白川です。住宅資金貸付事業特別会計について、認定すべきという立場で発言させていただきます。

当時、部落解放同盟からの熱望に応える形で1969年、国策として同和対策関連事業が行われます。これらの事業は、被差別部落の環境改善と差別解消を目的とし、住宅資金貸付事業もその一環として行われます。しかしながら、その運用は各自治体に任せられ、資金貸し付けにノウハウを持たない自治体が金融機関並みのスキルを求められ、返済能力の査定を含むそれらを運用するのには、やはり無理があったのではないかと考えます。

この議場においての討論ポイントとして、職員による徴収努力がどれだけなされているかという点で発言をしてみます。幾つかの徴収にかかわる資料を見ますと、大変努力されていると感じます。

さて、徴収において注意しなければならないことは、憲法25条にもうたってございますけども、「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とありますので、つまり無理な徴収を行うことはできませんので、ひたすら分納を勧めたり、支払い方法については、その個人個人に合わせた形で提案するしかないわけです。ここでは、私は、公の党に属しているわけではない力なき議員でありますので、公党に属しておられる議員もおられます。ぜひその巨大な公党の力をいただきまして、国政のほうに今のこの自治体の現状と、そしてこの貸し付けにかかわる措置というのをお願いできたらと思います。以上です。

- 〇議長(青砥日出夫君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 先ほどのこの議案を認めるというところで、いわゆる政党に対して党に属している人たちが国に働きかけてほしいと、これも当然のことやと思うのですが、私は

先ほどの賛成討論の中で、分納、職員も頑張って徴収等に応じているという内容で是とすべきではないかという点について指摘しておきたいことと、今回どのようにこのことがどういう問題を もたらすかというところで討論をして、議案に反対の意見を述べたいと思います。

まず、1つ目の意見は、この住宅新築資金等の貸し付け事業というのは、おっしゃるように地域改善対策事業で行われてきた事業です。先ほどの一般会計での同和対策事業のこともあったので、ここで意見として言っておかなきゃならないのは、政府並びに地方自治体、行政側がやってきたのは、差別解消というよりは格差を是正するためにやってきたのが地域改善対策事業だということです。これがもし、ここがちょっと違ってくれば差別解消を全面的に掲げてやったら、差別解消がどうしたらなくなるかという課題が出てくるわけですよね。言えば13、今、県が指摘している全ての差別が解消するか。私は女性ですから、女性差別解消するまでそういう取り組み、続けるのかということになると思うんですけども、国が行ってきた地域改善対策事業というのは、いわゆる今まで歴史的に差の生じたところを、格差をなくそうという取り組みだったわけです。差別の意識等については、やはり長年のそれぞれの内心の問題もありますから、そこはちょっと分けて考えているということですね。ということは、やはりこの地域改善対策事業も格差がどうあったかというところで、一つを見るべきだと思うんです。そういう意味では、長年取り組んできた成果というのはあるというのは、これは執行部も住民も認めるところだと思うんです。今、この住宅新築資金が、言ってみれば現時点では本来、納めなくてはならない半数を超える方々からお金が入ってない状況。

1つは、委員会でもやはり問題になったのは、これをどう打開していくかという問題ではなかったでしょうか。少なくともこれが長く続く状況でいつまでたってもこの議会の中で、それでも部落差別に取り組んできたんだから、これは是としなければいけないというような状況が続くわけなんですよ。もう貸し出しが終わっている中で、この滞納状況をどう解決すべきかというとこの方針は、もう出してきてもいいんじゃないかと思うんです。それを未納問題で少しでももらったらいいとおっしゃいますが、執行部は丁寧にこういう文書を出してくれてるわけですよ。その中で分析した中で、要因別の滞納状況で本人の返済意思の欠如というのがごくわずかなんですよね。あとは本人が死亡している。病気、それから営業不振で払えない、こういう問題があるわけですね。それらをそういうふうにどう対応するかというそれぞれの処方が要ると思うのですよ。いつまでもこういう段階でとどまっていることについてのやはりこの指摘は要ると思うので、当然、今の段階で賛成することはできないという点。

それと、もう一つは、植田議員も述べていましたが、相変わらず事業報告書には年2回の徴収

と来るわけですよ。盆、節季払いでは今のサラリーマンでは特に大変ですよね。それで、賛成する議員の方々は、納付書を毎月発行しているというのですが、私、不思議に思うんです。毎月納付したらその月々ごとに督促していないといけませんもんね。年2回のほうがもしかしたら事務的には楽なんじゃないですか。そういうこともあってかなと思ったりするのですが、少なくともここまで指摘されているんだから、条例を変えて毎月納付書が出せるように、この努力はできるのではないかと思うのですよ。もしあるのであれば、その阻んでいる理由は何なのかということも聞かせてほしいと思うんです。少なくともあらゆる努力をしているというところが本当にもう残念ながら議会の中でも、委員会の中でも私は明らかにならなかったと考えています。そういうことを考えれば、これはよしとする人も含めて、どういう対策がいいかというところを出していかなければいけない問題だと思うんですよ。

それで、最後になりましたが、町長も言ってるように、これは地方自治体だけの責任とは言えないので、国に対するこの滞納問題をどうするかと、この財源ですね。そのことをも国に求める姿勢を改めて強調して反対討論とします。

- 〇議長(青砥日出夫君) 8番、細田元教君。
- ○議員(8番 細田 元教君) 本来、私が言うべきじゃなかったかもしれませんけど、さっきるる賛成、反対討論ございまして、今回の委員会で初めてこのようないい資料を見させていただきました。このなかなか回収が進まない原因が今、真壁議員が言われたように書いてございました。これを資源として、資料として、担当課はまた毎月頑張っておられると思いますが、この対応についてはぜひとも考えていただき、これについてまた今年度も来年も一歩を進めてもらえば、この対応はできるんじゃないかとしております。

また、この事業は、さっき白川議員が言われましたように、また真壁議員が言われましたように、環境の格差をなくすというのが大きなもんだなかったかなと、出発点は。それが今、この事業で大体もう環境整備はできたと。だけど、物事は借りたものは返すというのが大前提でございます。その借りたものを返さないけない大前提の返せないという原因が、どうも分析ができております。この分析を生かして今後を期待したいと思いますが、これは執行部も物すごい認識しておられまして、常に町長は国のほうに問題提起をしておられると言っておられます。これを了といたしまして、この会計には賛成いたします。

また、言われました条例は、年 2 回になってますね。今時代、確かに盆節季、本節季の回収というのは時代にそぐわないというとこが中にあろうと思います。これらも今後検討されまして、そういうことが回収にも毎月いろんなことでしておられますが、回収される人が条例に基づいて

できるという裏づけがあるような改善も必要じゃないかなとは思っておりますが、それらをまた 検討材料といたしまして、今後はやっぱり国に私らも含めて問題提起してまいりますので、この 会計はそういう会計でございますので、賛成いたします。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定 についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第8 議案第62号

○議長(青砥日出夫君) 日程第8、議案第62号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会 計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第62号、平成2 5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入決算額は2億3,195万3,284円、歳出決算額は2億3,179万6,266円、 歳入歳出の差し引き額は15万7,018円の決算でありました。

委員会での審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しています。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。使用料金を下げるべき。宅内改修費に多額の費用が必要で、その対策として住宅リフォーム制度を導入すべき。接続率の向上に何ら対策のとられていない現状に賛成はできない。

賛成の意見でありますが、現状では接続率は頭打ちになっているが、担当課は努力している。 接続されない事情も考えるべき。この事業について料金を下げることは難しいと考える。事業に 対し、監査の指摘もあり、今後何らかの対策も必要であるとし、賛成する。以上の意見でありま す。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾です。議案第62号、平成25年度南部町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

先ほど反対意見については、委員長の報告の中にもありましたが、私は接続率が決算の資料を 見ますと86.4%、23年度から思うように率が上がっておりません。全く担当課が努力して ないというぐあいに申し上げませんが、しかし上がってない事実、このことについてなんですが、 いわゆる接続するには宅内改装に多額のお金が必要であります。そういう中で、住宅リフォーム 制度の確立、このこと、加入金や宅内改修の負担を引き下げることをやるべきだと思います。

ここで実は、この7月のしょっぱなに一般質問の中でも、子育て支援のことで美瑛町に行ったときのことを披露したんですけども、この美瑛町では下水道普及の向上のために特別な施策をとっております。補助金の制度であります。これが、ただ期間が限定されておりますけども、3年以内に自己資金を持って水洗便所に改良するために便器や給水施設の改造、これにあわせて1年以内の排水設備を改造するものについては補助金を受けることができると。年数からいえば、ここは3年とかそういうことでやったらもう切れてるんですけど、しかし、そのようなやっぱり努力をして接続率図る、このようなことをされております。私は、住宅リフォーム制度、これもあわせてやって、これで改良に対する負担を軽減する、このことで接続率の向上を図るべきではないかと思います。

また、あわせて加入金や利用料金の引き下げ、このことも指摘して反対するものであります。

○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員(2番 三鴨 義文君) 2番、三鴨でございます。議案第62号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど反対討論にもありましたけれども、料金を下げろという話がありました。私もそれは料金が下がって安いほうがもちろんいいことだと思いますし、喜ばれることだと思いますんですけれども、議員の皆さん方、決算書をごらんになったとおり委員長報告にありましたけれども、支出総額が2億3,000万円。そのうちの一般財源からの繰り入れが1億1,000万円ということで約半分の繰り入れをしていただいて、この会計は収支のバランスを保っているという現状であります。こういった中で、さらに収益の収入の減ってくるような料金引き下げということが本当に健全な経営の方向でしょうか。私は、これ以上一般会計からの繰り入れを少なくする側に

立たねばいかんと。あるいはもう担当課も修繕費とかいろいろ努力はされておりますけれども、 料金だけを下げて一過的なものをするものは、よしとはしないというふうに私は思います。

それから、先ほどありました接続率の話ですけれども、このごろは皆さん方、各世帯とも高齢 化になりまして、あるいは空き家がこれだけ出てくるという状況の中で制度が始まった、事業が 始まった当時はみんなが加入するんだという方向でしたけれども、現状となりますと自分ところ はもう年寄り、高齢者、自分だけなので、もうつなぐことは見合わすわというような方がたくさ んおられまして、なかなかその接続率のアップということにはつながっていない、頭打ち状態に なっているというのが現状だと思っています。そういった中で、先ほど議員も言われましたけれ ども、接続率が86. 4%、これが前年の24年度も同じ率でございます。ですから、これだけ 出られたりやめたわという方がいる中で、接続率が維持できているということは、出入りはある でしょうけれども、これはある程度評価されることではないかなというふうに私は思っています。 それから、リフォーム補助のことをおっしゃいました。宅内工事の補助のこともおっしゃいま したが、以前に宅内改装のための融資を受けられた場合には、その金利の補助をいたしますよと いう制度があったかと思いますが、このごろはそういう制度ももう使われる方もなく、現状はど うなっているか私もちょっと把握しておりませんけれど、制度自体がもうなくなったかもしれま せんが、なかなか多少の補助をするから、じゃあ入ります、接続しますということではなくて、 先ほど申し上げましたそういう時代環境の中で、見合わせる方が多いということがその接続率に 関係しておると思いますので、そういった補助やリフォームにつきましては、一般施策の中で生 活改善とか、そういった施策の中で住宅リフォーム制度というのはしていただいて、農集のほう

った収益が減る中でも、このたびの決算は修繕費とか節減されまして、収支バランスがとれている。同じ同額で決算ができたということは担当課の努力もありまして、そういうことは評価して、

でするというようなことじゃなくてもいいんじゃないかと私は思っています。そういったことか

ら現状、人口がどんどん減っていく中で使用料料金は収益がどんどん減ってきています。そうい

本件の決算の認定につきましては賛成すべきと考えます。以上です。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(青砥日出夫君) 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

# 日程第9 議案第63号

○議長(青砥日出夫君) 日程第9、議案第63号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計 歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第63号、平成2 5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入決算額は4,706万8,361円、歳出決算額は4,691万4,704円、歳入歳出の差し引き額は15万3,657円の決算でありました。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しています。

賛成、反対の意見でありますが、議案第62号の農業集落排水事業特別会計と同様の意見なので、省略すると委員会で同意を確認しておりますが、亀尾議員のほうからどうしても反対の意見が述べたいということを申し出がありました。議長のほうで御配慮、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

〇議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾です。議案第63号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでありますが、私は反対の立場であります。

先ほど委員長からの報告がありました。62号と大きく意見は変わっておりませんが、主張することは変わっておりません。

ただ、理由として申し上げたいのは、この事業の目的として決算説明書にあるのは、「人と環境にやさしいまちづくり」を推進するということになっておりまして、25年度は計画よりも実績のほうが上回っておりますが、接続率の現在の年度の末では56.8%、微増であります。私は、これはやっぱりどういう状況か、先ほど62号で賛成討論の中で人口というか高齢化で、また空き家もふえているという状況で、なかなか対応をする人が少なくなったいうことも、これも一定、私も認めざるを得ないと思いますが、ただ、私は都市型集中の今の日本の人口の流動化見

ますと、やはり生まれ育ったその地で住みたいというのが、住み続けたいというのが大方の方の 考えだと思います。そこで私が申し上げたいのは、次世代の方が暮らしに展望が持てる、そのよ うな施策をやっぱり町のほうですべきではないでしょうか。例えば地場産業に対する手だて、あ るいは子育て支援にもっと力を入れる、そういうことをやはりやるべきだというぐあいに思いま す。これ、進言としておきますが、主な理由はそういうことで反対するものであります。

- ○議長(青砥日出夫君) 委員長報告に賛成者の発言を許します。 2番、三鴨義文君。
- ○議員(2番 三鴨 義文君) 2番、三鴨でございます。議案第63号でございます。私は、この議案につきまして、認定すべきという立場で討論させていただきます。

先ほど亀尾議員さんのほうが反対討論されましたけれども、賛成の意見も、考え方も農業集落 排水と同じでございます。ただ、地元で住みたい皆さん方のためにということを一言おっしゃら れましたので、この浄化槽事業といいますのは、農業集落排水とか公共下水道と違いまして、延 々に本管を放していくという事業ではなくて、それぞれの御家庭に浄化槽を設置するということ ですので、やっぱり都会のように1つのマンションがあって、本管がなくてそこまで持っていけ ば、どかんと使用料が入るというようなものと違って、田舎のというか、中山間地の下水工事と いうのは民家が散在しておりますので、本管持っていく費用が非常にかかるわけでありまして、 そういったところになりますと、下水道工事、公共下水道とか農業集落排水という本管をどんど ん持っていって投資するということがもう絶対的に赤字になるので、そういう事業はそぐわない ということでこの浄化槽事業が始まったと思っております。最初のころはやっぱりそういう広域 の事業が来ない中山間の地域の皆さん方は、それを心待ちにしておられまして、この浄化槽事業 が始まったころは単年でも20基だ、30基だというような希望された方がどんどんおられまし たけれども、今は御承知のとおりで、今年度は8基、それでも新設されたということは、前年よ り相当多いんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、やっぱり地元の方がそこに住 まわれてその事業をされて、衛生面でも環境面でも好ましい生活がなされるということのために、 この事業は進めていくべきじゃないかと思っておりますが、決算で見ますとこれも同じことで、 一般会計からの繰り入れを約半分ぐらいも入れてやっと収支バランスが保たれているということ ですので、当局担当課の努力も認めまして、ぜひこれも賛成、認定すべきと考えますので、よろ しくお願いしたいと思います。以上です。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第63号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第10 議案第64号

○議長(青砥日出夫君) 日程第10、議案第64号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会 計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第64号、平成2 5年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入決算額は1億7,948万7,995円、歳出決算額は1億7,878万2,891円、 歳入歳出の差し引き額は70万5,104円の決算でありました。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾です。議案第64号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

理由は、先ほどから続いております下水道関係、62号の農集、63号の浄化槽、これと似通ったような内容でありますが、ここで主張したいのは利用料金を引き下げを求める、このことから反対するものであります。

- ○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。2番、三鴨義文君。
- ○議員(2番 三鴨 義文君) 2番、三鴨でございます。議案第64号でございます。認定について、私は賛成すべきと考えます。

先ほど反対討論の議員も言われましたけれども、料金を引き下げてほしいということですが、

このことも先ほど申し上げたとおりでございます。決算の状況から見まして、支出の総額が1億7,800万。そのうちの7,289万を一般会計のほうから繰り入れてもらっています。41%になるかと思います。そういった大きな金額を一般会計から繰り入れてもらってやっと収支バランスがとれているのに、さらに収入源となる料金の引き下げ、これは聞こえはよろしいんでしょうけれども、経営上そういうことでいいのかなと私は思っておりますので、引き下げということはちょっと考えにくいと思います。農業集落排水のところで理由も言いましたので逐一申し上げませんが、ぜひとも本決算については認定すべきと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第11 議案第65号

○議長(青砥日出夫君) 日程第11、議案第65号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会 計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第65号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入決算額は5億204万3,715円、歳出決算額は5億182万247円、歳入歳出の差 し引き額は22万3,468円の決算でありました。

この会計は、鶴田残土処分場に太陽光発電所を建設するに伴い、つくられた特別会計であります。

なお、建設費用に充てるため、1億円の住民公募債を発行し、住民の方々から協力を得ております。

委員会で審査の結果、全員一致で認定すべきと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。 委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第65号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

# 日程第12 議案第66号

○議長(青砥日出夫君) 日程第12、議案第66号、平成25年度南部町介護サービス事業特別 会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第66号、平成2 5年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入決算額は3億72万148円、歳出決算額も3億72万148円の同額決算であります。 内容といたしましては、ゆうらく建てかえ事業にかかわる起債元金、起債利子償還のための特別会計ですが、ゆうらくが譲渡されるために起債償還は全額繰り上げ償還の実行により、会計が閉鎖されます。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しています。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。起債の残額を全額返済し、事業を終わらせるものであるが、今回約3億円の償還は伯耆の国の指定管理であったゆうらくを無償譲渡するためのものである。この決算の繰越金は、前年度土地を売却した金額である。本来、土地の売却は一般会計に入るべきであるが、24年度分の起債償還分は寄附でもらわず、この土地の売却から返還された形となっている。どのような財源、条件でゆうらくが建設されたのか。土地代を含め、譲渡に当たり検討、検証すべきである。今回の無償譲渡には合理性、緊急性がない。もっと言えば根拠がなく、この議案には反対である。

賛成の意見でありますが、ゆうらく建設費の起債を減債基金から繰り入れ、償還し、会計が完

結したものである。譲渡については賛否両論あるが、それぞれの機会、議会で説明を受け、審議 し、議決をしてきた。今後はゆうらくが一本立ち、地域福祉のサービスが向上することを希望し、 この議案に賛成する。以上の意見がございました。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

〇議員(13番 真壁 容子君) 今回の議案である平成25年度南部町介護サービス事業特別会計 の決算の認定には反対いたします。

先ほど委員長が言われたように、この中身はいわゆる特別養護老人ホームゆうらくを建設する に当たって起債した分を償還していく、このためにゆうらくから寄附を受け入れていくという内 容のものでした。

過去、平成13年、14年と建設し、その後、平成15年からこの会計が始まり、総額5億8,638万6,108円、この償還を終えて今回閉じるという内容です。御存知のように、ゆうらくの建設総事業費が22億917万5,193円、このうち起債が5億4,160万円、その起債に対しての利息が4,478万6,108円、この金を返すのだという中身です。

この審査に当たっては、当初、議案が出されたときも指摘したのですが、このゆうらくを無償譲渡するに当たって急遽、平成25年には3億72万のお金を返していって、いわゆる繰り上げ償還をして起債の償還を終わらせて、無償譲渡の条件整備をしていたという内容になるわけです。この金額の面でのおかしいという点については、委員長、述べたように、平成24年に寄附金として入っている1億7,155万というのは土地の売り上げ分であると、これは当初の議会でも指摘させていただいたのですが、土地売り払いは本来、土地購入したお金が出たとこに返すべきです。ひいてはなぜ土地を売れるかというと、これは町単独でやったからいいのだと、別枠だとこう言いながら、土地の売り払いの金額をもこの起債償還に充ててくるというのは、これは筋違いではないかという点の指摘をさせてもらいました。しかし、そのことがほなもとに戻ったらこれが賛成できるのかという問題ではありません。

そもそも町が全力を挙げてつくってきた福祉法人を、なぜ無償譲渡しなければならないのかという点です。この件については同じこと言うてても仕方がないので、一般会計でこの旨、反対した点に対して賛成討論があった。いわゆる民営化は必要だという点、有償ですれば返還金が生じ

るという点、寄附を受け続けることは県からもいけないと言われていると、この点からも合理的であるという賛成討論に対しての討論を、意見を述べてゆうらくの今回の決算の反対討論したいと思うんですが、民営化が大事だというのですが、この15年に始まった時点から、特別養護老人ホームゆうらくは、もう民営化していました、いわゆる福祉法人。いわゆる公設民営なんです。だから、今回の無償譲渡に当たっては民営化がいいかどうかの問題ではなくて、町の財産を渡すのか渡さないかという問題だったわけです。それは民営化問題と、それを取り違えられては困るという点です。民営化を問題にしているんではありません。

2点目の有償で返したら、町の資料ではいつ出てきましたか、平成25年に出た資料では、今の資産価値を9億として返した場合の7億等を返還しないといけないという分でしたね。あれもつくづく考えてみるに9億という根拠、どっから来たのかというのも甚だ不鮮明なのですが、説明がなかったですからね。とりわけ補助金が、返還するときは補助金返還するの当たり前のことで、このことを町が本来、この有償でやればお金を返さないといけないということを理由にするというのは本末転倒で、これはどう考えても本来、必要であれば返還に応じればいいことであって、町の財源問題からいってもこの時点で有償か無償かで、少なくても町の言い分の資料を見てでも2億以上のお金が本来、財源面でいえば入ってくるものが入ってこなかったということですから、これも町としては理由にならない。もしかしたら、福祉法人の立場でいえば理由は成り立つかもしれませんね。もし言うとすれば、町がつくった法人なので町の利益を得て何が悪いと、こういう問題かと思いますが、その問題、ちょっと後で触れます。

次、寄附を設けることについて県からいけないと言っている。この当時、平成15年当時も私たちも随分論議しました。同じような問題が日南町でも起こってきました。寄附を受けるか受けないか。当時は、福祉施設だから本来、償還金をここから求めるのは無理じゃないかという話もありました。ところが、背景に介護保険制度があり、市場原理に乗って介護保険で施設にお金が入ってくると、平成13年、14年にかけて町長は、その資料をどんどん議会に提供してきました。手元にある資料でも平成13年度段階で、4,000万から6,000万のもうけが出るんだと、この調子でいけば法人にしても大丈夫だという資料が出たわけなんです。なぜかというと、介護保険が前提だったからです。もうけが出てくる以上、そこからのお金で償還していく、これでいいのではないかということで町長が提案なさって、このような会計になったわけですね、町長。当時、どうして使用料で取れないのかという問題がありました。もし、考える時期があったとすれば、指定管理に変わった時期です。指定管理の時期で、これを正規に条例等を変換して変えて、使用料として取ることも十分可能であったと考えるわけです。何ら今回、寄附を設けるこ

とは県がいけないというのであれば、指定管理の中で使用料を徴収していくこと。これをためていけば将来仮にこの会計が終わって起債償還が終わっても、使用料ですからそれ相応の分を3,500万なりが置いておけば改修費等にも充てられたのではないかという問題です。町とすれば、何らこの場合で言う、先ほど言う合理性も緊急性も証明されていないということではないでしょうか。(発言する者あり)

続いてもう一つ言いますと、これ最後ですから言わせていただきますのは、このゆうらくの関係の書類を見ていましたら、至るところで旧西伯と会見が100%出損した団体だということが出てくるわけです。とすれば、住民や私たちに100%出損した法人としてのほかと違うとこはどこがあるのかという問題です。(サイレン吹鳴)続きは、住民は今回のゆうらくの問題で、町が100%出損しているのだから、そこに行っても住民に対するメリットはある、こういうふうにおっしゃる方もいました。例えば町民であれば、ゆうらくに入るときに何らかのメリットはあるのか、こういうふうにも聞かれました。そのことは差をつけることでよくはないにしましても、今、そしたら町が100%出損したことに対しての町に対して、どのようなメリットがあるのでしょうか。町職員が仕事やめて、行き場ができたということでしょうか。多くの住民は、そういうふうにも考えています。もし、ここで次に賛成討論する方も含めて言うのであれば、社会福祉法人伯耆の国が100%出損したというとこでの公共性が言われなければ説得力はないと思うんです。残念ながら町としては何の権利行使もしていません。例えば今回、特別監査が入ったと言われてる内容についても、町長はこのことを町で監査しようとしていません。

先ほどの賛成討論の中では、県が監査することによってよりよい方向でいけばいいと、こういう話もありましたが、例えば29項目指摘されているうちの11項目め、要はもうけているお金はきちんと計上しなさいよと言われていることに対して、県がどう言ってるか。なお、当該指摘は、前年度と同一の指摘事項であり、この指摘に対する前回の法人の回答では、実施済みとされている。改善されていないのに、なぜ実施済みと回答したのか理由を報告すること。これが本来、町が100%出して公共サービスをしていく法人が県の監査で言われる内容でしょうか。こういうことがあるからこそ、町民は100%出損した法人であるならば、その有効性をしっかりと確認したいと思ってるのではないでしょうか。私は、今回のこの会計を閉じるに当たり、多くの職員並びに住民がこれを維持してきた昔の県立ですね、町立老人ホームから法人を立ち上げるに至った努力を考えた場合、少なくとも町の財産として残しておくべきであり、そのことが町の福祉増進に何ら足を引っ張るどころか、かえって福祉法人が自分たちの経営ですね、町が100%持っているのですから資産形成する必要もないわけです。そういうことを考えた場合には、法でも

保障されている 1 0 0 %出損の法人を分離されて、財産を与えてすることのメリットというのは 考えられないということは明白ではないでしょうか。

ちなみに、町長は、起債を償還したから町のお金にはなっていない、こういうふうにもおっしゃっています。多くの議員が手元にあるように、課から出された特別養護老人ホームゆうらく建設事業に係る事業費内訳では、建設時の事業費、国庫金が4億4,200万に対し、県からは9億6,500万のお金が出ています。これは町長が言うように県が行っており、町に移管するに当たって、その背景があるからこそ出た金額ではなかったでしょうか。そういうことを考えた場合に、起債償還が済んだから、一般財源がないから何ら損することはない、このことは言えるわけがないということを主張しておきたいと思います。こういう立場から、少なくともゆうらくについては町が持っており、仮に起債償還が終わったとしても利用料としてこれを徴収し、指定管理を続けることに対して、何らこれまでの矛盾はなかったということを指摘して反対討論とします。

- ○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。 6番、景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) 6番、景山です。今、この介護サービス事業特別会計の今年度閉めるということの中身につきましては、予算決算常任委員長初め、同僚議員から非常に詳しく説明がございましたので、改めて言う必要もないというふうに思っております。この特別会計自体は、それまでの今回の処理の経過について、この議会に上程をされ、私どもも議論をした上で賛成をして通してきたということでございますので、最終的な処理の今回の決算について、今までと違って反対をするという必要といいますか、ということは非常に矛盾を生じることでもあり、おかしいことだと、当然賛成をすべきだというふうに思います。

1つ、反対討論の中で、町営なのか、公営なのか、民営なのか、公設なのか、民営なのかというお話がいろいろ出てきました。実際のところ、紛れもなく100%株主は南部町ですので公設ですが、実際の運営は民営になってるという、非常にちょっと言えば中途半端な格好の社会福祉法人であって、どこが責任を持つだとかということが曖昧です。実際に先ほどの反対討論の中でも、町がオーナーなので資産形成は必要ないんじゃないかということになりますと、もしかして大きな借金をまたしなければならないとか、負債が出てきたというときには、おっしゃってるように反対に南部町が全て面倒を見ていかないといけないといったようなふうにもまたとられがちなんですが、そういう法人経営をしていくのは好ましくないということが、ずっと私どものこの場でも語られてきたはずです。最終的に安定的な高い水準の介護サービスを供給していくという

ことが目的ですので、その提供者が公の色が強いのか薄いのかといったようなことは、サービスを受けられる側の方にとっては余り関係のないことだというふうに思います。違法な方法でこの資産の移譲がなされたということであればまた問題ではありますが、今まで審査をしてきた経過のとおり適法に処理をされているというふうに私どもは認めておりますので、この会計については賛成をいたします。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定 についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

# 日程第13 議案第67号

○議長(青砥日出夫君) 日程第13、議案第67号、平成25年度南部町建設残土処分事業特別 会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第67号、平成2 5年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入、歳出決算額とも同額の7万9.196円の決算でありました。

この会計については、3月議会で会計の終了、事業の終了について可決をしております。その件の残務の処分に対するものであり、議会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。 これでこの会計は閉鎖されます。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第67号、平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定 についてを採決いたします。 本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第14 議案第68号

○議長(青砥日出夫君) 日程第14、議案第68号、平成25年度南部町水道事業会計歳入歳出 決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第68号、平成2 5年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

歳入決算額は3億8,880万1,860円、歳出決算額は4億514万5,842円、歳入 歳出の差し引き額は1,634万3,982円の赤字決算であります。

今年度は、地方公営企業会計の新基準への移行準備として資産台帳の整備がなされ、これに伴う過年度損益修正損益が計上されています。収入については、過年度損益修正益は2億660万195円。支出では、過年度損益修正損は2億1,658万2,052円で、差し引き998万1,857円の過年度損益修正損が計上された決算であります。

事業の総括事項として、1番目に、災害時にも安定的に水道水を供給すべく機能向上を図るため、簡易水道と上水道の統合の推進、施設の強化に取り組んだ。2番目に、水道統合事業。これは平成24年度から27年度でありますが、の2年目として上野水源地施設の建設、上野から御内谷地内への送水管の布設。3番目に、7月15日の豪雨により、被災した施設、地区に対して給水活動、復旧工事を実施した。4番目に、経営面において給水収益の増加が見込めず、水道料金の見直し、経費の節減、事業効率による経営の安定、健全化を図る。これらの説明を受けています。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しています。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。水道料金の低位均一を主張している。合併 1 0 年にもなるが、均一化がなされていない現状に対して賛成はできない。

賛成の意見。低位均一と言われているが、簡易水道とは統一がなされた。水道統合によってどのような状況になるかわからないが、今回の会計は将来の方向性を示されており、賛成する。以

上であります。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) 平成25年度水道事業会計の決算認定について、反対の立場で計 論いたします。

平成25年度は、水道統合事業で一般会計からの補助が、1億3,700万余補助金が繰り入れられまして、上野から御内谷までの水道管の布設工事がなされました。そのことは西伯の住民にとって、南部町、旧会見町のおいしい水といいましょうか、いい水が供給されるということで、今後いいことではないかと思っております。

私は、今回の水道事業会計の決算に当たりまして、委員長報告にもありましたように、25年度では西伯の簡易水道と西伯の上水道と会見の上水ですかね、それと池野鶴田の簡易水道と大きく言って4つの水道料金が、まだ格差が残った状態で決算をすることになったと思います。ずっと主張しておりますように、水道は人々の暮らしに1日も欠かすことのできない大事なものであります。この水道を住民の暮らしを本当に根本的に支えていくものでありますから、会見の低い料金に合わせていく、このことが強く求められています。そして、その実現は何よりも町政の大きな課題だと思っています。公営企業法の適用で独立採算ということを言っていますけれども、地方公営企業法は何度も言いますけれども、公共の福祉が目的なんですね。そこに立てば低い料金に合わせるというのは大前提だということでありまして、あらゆる努力をそこに向かって結集することを求めまして、この決算に反対をいたします。

- ○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。2番、三鴨義文君。
- ○議員(2番 三鴨 義文君) 2番、三鴨でございます。私は、議案第68号、水道事業会計の 認定について、賛成の立場で討論したいと思います。

この水道会計も本当に楽な状況で経営しているところではないということは、先ほど植田議員もおっしゃられたとおり委員長からもありましたが、1,634万4,000円ほどの赤字経営となっております。非常に厳しい経営の中で運営をされております。こういった状況の中で、さらに低位均一化というような料金構成にした場合、本当に収入が減っていって、本当にさらに経

営を悪化させていくんだなかろうかなというふうに私は思っております。それから、一般会計からの繰り入れもして経営されておりますけれども、これも無尽蔵に何ぼでも金額を繰り入れできるということではなくて、繰り出し基準というルールがありまして、それに沿った中でルールの中での金額が繰り出しされております。

また、今回は特に上野からの拡張工事が、建設工事がありまして、これにつきましては国からの地域の元気交付金ですか、国から来た交付金でもってその建設工事の原資として入れられている。これは水道会計が起債を起こして借金をして、また皆さん方からいただいた料金の中で借金返済をしていくというようなことをしないために、国からの交付金をこの中に入れていただいたいうことで、水道会計としては本当にこれはありがたい状況だなというふうに担当課は感じていると思います。

それと、また担当課の努力というのもよく私、感じておりまして、合併当時は職員ですね、人件費についても職員は私、3人で水道会計やってたと思うんですが、今、正規の職員が1名と非常勤の職員さんが1人というような体制でやっておられるということで、人件費についても集中監視システムというような、こちらで監視、パトロールせんでもこちらでわかるというような機械化もなされたこともあるんですけれども、人件費についても非常に削減されて、節減されて努力されているという点も私は評価するべきではなかろうかと思います。

それから、先ほど植田議員が会見のおいしい水を持っていくんだよというお話ありましたけれども、私が思います今回の統合事業はおいしいとかじゃなくて、本当に安定供給、住民の皆さん方の安心と安全を守るために、それだけの水量を持っていくべきなので、大投資に踏ん切ったというふうに思っていますので、ただちょっとそんな味がどうこうというようなことでは、私はもっと大事なところだろうというふうに思っております。

それから、統一は、それは前回も簡水の料金を、これは下げて合わせたわけですけれども、以前には水道料金の値上げもさせていただきました。町民の皆さん方も喜んで……(笑声)値上げされたということです。(発言する者あり)(笑声)されました。喜んでおられたわけじゃないんですが、やっぱりその辺はその経営状況を住民の皆さんがわかってもらえて、仕方がないなというようなことで了解いただいたんだないかなと私は思っております。私は、そういう説明をしたつもりでおりますので、低位均一化というような本当に皆さん、聞かれる方はそりゃ安いがいいわいと思われるかもしれませんけど、そんな単年の帳尻合わせみたいなことは、私はするべきじゃなくて、もうただでさえ内部留保資金が底をついてるこういう状況の中で、さらにその収入を減らすということは絶対するべきじゃないというか、できないんだろうなというのが本音でし

て、やっぱり将来的なことを計画的に考えた上で、累積赤字がどんどんふえて、最終的には住民の皆さんに大きな負担や迷惑かけるということがないような運営をするべきだというふうに思いますので、ぜひこのたびの25年度の決算については賛成していただきますよう、各議員さん、よろしくお願いします。以上です。

- ○議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。
- 〇議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾でございます。議案第68号、平成25年度南部町水道事業 会計歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

理由は、何でもかんでも一般会計からつぎ込めばいいじゃないかという意見もあったんですが、この議案に対してだなくても、しかし、35億からの基金が、積み上げがあるわけなんです。植田議員も主張しましたが、住民の福祉を考えるということになれば、やはり空気の次に水というのは人類の生活にとっては大事なものであります。

私は、決算でしますと、やはり赤字だということは十分知っております。ただ、一般質問の中でも主張したんですが、いろんな手だてをやればクリアできるんじゃないかと思います。以前は、建設課の中に水道課をということを一緒に含めて、建設水道課ということで人件費をその辺で負担割合を少なくしてたということ。

それから、町長が答弁の中で言われました。旧会見側から旧西伯の側に落合の浄水場に水を引けば、あそこの経費がかなり削減できるということを言われたんです。そういうことからいえば、それが何十年も先につなぐのが先なら別ですけども、もう間もなく、来年とは言いませんが、つながるのがめどがついたわけなんです。その間、何とか住民の負担を軽減する。そのことから低位均一化に合わせて、その間は町の財政の中から負担をする。また、先ほど言いましたように人件費も工夫する。そういうことで落合の浄水場ができてから改めてまた見直せばいいんですけども、水道料金の均一ということは、これは両町が統合したときからの課題です。低位均一化をぜひやるべきであるということを主張して反対するものであります。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号、平成25年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採 決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。 ここで休憩いたします。再開は1時ちょうど。

#### 午前11時55分休憩

### 午後 1時00分再開

○議長(青砥日出夫君) 再開します。

日程第15 議案第69号

○議長(青砥日出夫君) 日程第15、議案第69号、平成25年度南部町病院事業会計資本剰余 金の処分についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第69号、平成25年度南部町病院事業会計資本剰余金の処分について。

この内容でありますが、病院の事業会計資本剰余金のうち1億7,807万5,486円を資産撤去のため処分することについて、議会の議決が必要であり提案されたものです。

委員会での審査の結果、全員一致で認定すべきと決しております。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第69号、平成25年度南部町病院事業会計資本剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

### 日程第16 議案第70号

○議長(青砥日出夫君) 日程第16、議案第70号、平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出 決算の認定についてを議題といたします。 予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第70号、平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

事業収益は23億7,495万5,317円、事業費用は23億7,241万725円、差し引き収支額は254万4,592円の黒字決算となっております。

内容といたしまして、医業収益は19億3,721万6,036円で、前年度対比7,076万3,998円の減額。そのうち入院収益については12億6,205万9,154円と、前年度対比6,255万3,967円の減額となっています。

医業外収益では4億3,773万9,281円で、前年度対比367万7,461円の増額となっています。そのうち他会計補助金が4億133万6,495円、その内訳は県補助金として地域医療再生基金補助金775万9,000円、町の補助金は交付税算定額等3億8,613万2,000円を主な決算額としています。

医業費用は22億4,631万8,894円で、前年度対比2,829万3,322円の増額 となっています。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しています。

賛成、反対の意見であります。まず、反対の意見。経営状況を見たとき、医師の確保等、経営努力は評価できるが、地域病院としての視点が体制、組織的に弱いのではないか。地域の病院として多くの人に利用してもらえば、経営的にも十分やっていけると考える。今回生じた医療事故等の町長の責任のとり方を見ていると、病院のあり方に無関心ではないか。もっと病院に対し、意見を言える機会を持つべきと感じた。これらの意見を述べて、この決算には賛成できない。

賛成の意見。昨年度に対して利益は大幅な減額となったが、25年度も黒字決算となった。評価すべきである。地域の病院の姿としての意見は尊重しなければならないが、今の経営方針が将来の方向性を示しているのではないか。患者数の減少理由は集計方法が変更になった点もあり、実数的には昨年と同程度との説明も受けている。がん撲滅宣言をスローガンに地域とともにとの姿に対し、反対する理由はなく、決算に対して賛成する。以上であります。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 今回の25年度西伯病院の決算の認定について反対をいたします。 先ほど委員長が委員会の審査の結果を述べてくれたように、今回の25年度の経営状況、特に 病院のほうが出されました決算説明資料の1ページの数字を中心に、委員会でも論議になりまし た。この中では、23年度、24年度、25年度との実績が上げられているわけです。先ほどの 数字は委員長が示したとおり、延べ入院患者数、また外来患者数についても前年度よりも減って います。その中で、23年度の実績と比べて23年度が赤字を出していたんですけども、それよ り大変な中で黒字の運営をなさってきたこと、これは患者が減っていて収益が減っているんです けども、その一方で医師をふやしてしていく中では材料費や経費の削減等で数字を見た場合、地 域病院が置かれている厳しい中で努力なされているということはよくわかる決算だったわけです。

と同時に、これも見てわかることは、23、24、25年度の数字を見てわかることは、要は、

患者が来てくれれば西伯病院の採算は成り立つということだったんです。

その中で出た意見の中で、患者が減った理由の一つに上げられたのは、いわゆる人口の減も上げられたわけなんです、病院側からですね。この人口の減というのはどこでも置かれている状況ですけれども、他の議員からも近隣の病院と比べてその辺の動向がわかるような資料はないかというような意見も出たように、正直言って患者数の減を分析することについての情報というのが、少し分析が不足していたのではないかということが率直な感想でした。といいますのは、委員会の中でも出た意見は、厳しい意見だがと差しおいて言いながら、小さな病院だと地域で病院の評価が口コミ等で出てくると。対応の問題、医療事故等の問題ですね、それらに対してどのように対応しているかという意見も出てきました。私は、これを見ていて、やはり地域の病院を多くの町民が利用してくれれば十分黒字で成り立つ病院の患者数の減の分析が必要だと思うんです。

大きな点で一つは、国がしている今後9万床の減少と言っていますから、国は医療費の削減のためにベッド数の減少と医療費を上げることを狙っているわけです。当然、二、三年はいつも患者減で苦しむという現象が出てきますから、恐らく来年度以降も大変な状況が続くと思うわけです。この中で地域医療に目指したという点でいえば、私は、西伯病院の特性は地域病院としてのあり方にあると思うのですが、ここでは何よりも患者となる住民との信頼関係が一番になってくるのではないかと思うのです。その点では、病院側も25年度に起こった医療事故については真摯に反省する旨の弁があったのですが、私が住民から受けている相談の中でも西伯病院の対応の仕方に不満があるという声を結構聞いているわけです。

それで、委員会の中では病院にお願いして医療介護安全対策管理指針というのも配っていただ

きました。当然、病院のほうでも安全対策等については指針をもって臨んでいるということもよくわかったのですが、ここに書かれておることは、私はなるほどもっともだと思うし、このように対応していただきたいと思うのですが、特に基本的な考え方の中で、常に患者最優先の視点で医療、介護を実践するという中では、患者優先の医療、介護は単なる心がけではなく、その意識に常に業務のシステムに反映する努力を怠らない。こういう点でどうだったかという点と、もう一つは、コミュニケーション等の情報の共有化では、患者家族とのコミュニケーションには十分配慮し、訴えを謙虚な気持ちで聞き、言葉遣いは丁寧でわかりやすく誠意を持って対応する。これは、私はなるほど、これ書かれていることはもっともだというふうに思ったんです。こういうことを大事にして運営をしているということもよくわかったのですが、実際どうかというところでの点検は要るのではないでしょうかと思ったのです。この中には医療事故とクレーム等の文言もありましたが、仮に町が、病院が医療事故とは認識していないクレームのようであっても、これは真摯に対応するということがお金を払って来ている患者に対して当然のことやと思うのです。今、私たちが西伯病院に対して聞く批判の声というのは、正直言ってこのような声が多いわけです。そのような声に対応していくための私はこの管理指針を徹底して運営していくための方針が要るというふうに感じました。

一つには、やはり地域の西伯病院でありますから、運営に当たっては患者ないし住民の声を聞くようなシステムをつくって、それを繰り返し行っていくということが求められているのではないかというふうに思ったわけです。とりわけ議会の決算ですから、経営状況がよかって努力されたことについてはいいとするも、地域の病院として果たしていく役割の中では、その改善が求められるということです。とりわけ町との関連でいえば、よく指摘しております何といっても管理者を決めたといっても、町立病院というのはそもそも町が責任を持つ病院だというふうに思います。やはり初日で起こった医療事故に対する町長の態度については、テレビで見ている方々もやはり町の責任があるのではないかという点でいえば、残念な態度だということも指摘しておきます。と同時に、病院の会計でいえば、依然として県が利息補助をしていることに対して町も利息補助を出していません。金額3,943万6,000円、これは町の会計から西伯病院に出すべきお金ではないかと、そういうふうにして町の責任を果たすべきだということも指摘して反対をいたします。

○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員(4番 板井 隆君) 4番、板井隆です。私は、この議案第70号、平成25年度南部

町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど真壁議員の話を聞いていると、決算の認定については決して反対ではないというふうに 思いましたし、病院の方、職員方々、先生を含めて大変努力しておられるという、そこまでの評 価をされたということであれば、これは反対ではなくて、どっちかといえば意見書でも付して賛 成すべきではなかったんじゃないかなというふうに、まずは指摘させておいてもらっといて、反 対ということでしたので、あえて賛成のほうの論をさせていただければと思います。

この平成25年度西伯病院は、先ほど委員長のほうからも報告がありました西伯病院の事業収入23億7,495万5,317円、病院の事業費用が23億7,241万725円で、差し引き収支で254万4,592円という厳しいながらも黒字の計上でありました。しかしながら、昨年8月以降、入院患者数の減少で医業収益は減額となっており、医業費用は病院機能の充実強化に伴う医師、看護師等の人材確保の増額となっていました。全国的に公立病院の経営は大変厳しい状況下にあって差し引き収支が黒字計上であったことは、職員のスキルアップの充実で今後期待が持てる状況であったというふうに感じております。

先ほど反対討論にありました地域医療の対応がなされていない、地域に信頼がないという反対の討論がありましたが、果たしてそうでしょうか。確かにこの初日、医療ミスがあったというようなことでの初日の議決もあったわけなんですけれど、起きてしまったらどういうふうに対処をしていくのか、先ほど真壁議員のほうからもありました医療介護安全対策管理指針というのが西伯病院にもありまして、こういったものをちゃんと活用しながら、またこれからそういったことがないように気をつけていくというようなことがうたわれたものがあります。私も午前中に大変なミスをしまして、議員の皆さんにいろいろと御迷惑もおかけしたわけなんですけれど、やはり起きてしまったことはしまったこととして、これからどうしていくかということをしっかりと対応をしていかなくちゃいけないなというふうにも、私自身も午前中にちょっと感じております。

そして、さらに医療対応、そして信頼の部分でいけば、平成23年の7月に米子医療センターから木村院長をお迎えしまして、がん征圧に向けて昨年の9月、私たち議会もがん征圧宣言を全員一致で可決して、平成24年1月から公立病院としては全国で初めてアミノインデックスの検診が国からの特区を受け、町民は1,000円という破格の安価で、町外の方はちなみに1万9,440円の受診料がかかるわけなんですけれど、そういった町民特区の1,000円という価格で受診を受けることができるようになりました。

結果として、ことし7月までの検査症例は町内で2,345例、町外で506例、合計で2,851例と、町民を含む周辺の住民の方々に及んでおり、早期がん、進行がんが発見され、地域

医療の最たる病院としての存在を発揮していただいております。この影響はがんばかりではなく、 波及効果として住民の健康診断の受診率も向上しており、国保会計でもありました医療費がそれ だけ抑えることができた。これもこういった影響が大きくあるんではないかなと思い、地域に信 頼されている病院ではないかなというふうに思っております。

以上の点から、反対する意味もなく、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号、平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを採 決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

# 日程第17 議案第71号

○議長(青砥日出夫君) 日程第17、議案第71号、平成25年度南部町在宅生活支援事業会計 歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第71号、平成2 5年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の決算額は2,858万823円、歳出の決算額は2,768万785円、差し引き額90万38円の決算でありました。

委員会で審査の結果、全員一致で認定すべきと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第71号、平成25年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

#### 日程第18 議案第72号

○議長(青砥日出夫君) 日程第18、議案第72号、南部町空き家等の適正管理に関する条例の 制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○**予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君)** 予算決算常任委員長です。議案第72号、南部町 空き家等の適正管理に関する条例の制定について。

この条例の内容でありますが、近年、空き家が増加している状況を受け、管理不全な状態になっていることを防止するものであります。具体的には所有者に対し、適正な管理を求めるとともに、管理不全な空き家に対しては一定条件のもとで行政が関与できるとする条例であります。

条例の施行日は、平成27年1月1日からであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第72号、南部町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

# 日程第19 議案第73号

○議長(青砥日出夫君) 日程第19、議案第73号、南部町の企業立地の促進等による地域にお

ける産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の 制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第73号、南部町 の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項 の規定に基づく準則を定める条例の制定について。

条例の内容でありますが、企業の進出及び既存企業の工場等の拡張を促進するため、南部町内 の企業立地重点促進地域における工場立地法の適用を受ける工場等にかかわる緑地面積及び環境 施設面積率の基準を緩和するために制定するものであります。

施行は、公布の日としています。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

〇議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第73号、南部町の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び 活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを採決いた します。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され ました。

#### 日程第20 議案第74号

〇議長(青砥日出夫君) 日程第20、議案第74号、南部町企業立地等を重点的に促進すべき区 域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

〇予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第74号、南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

この内容でありますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、企業立地及び事業の高度化を促進、産業集積の形成及び活性化を図るため、地方税法第6条第1項の規定により、固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものであります。

施行日は、公布の日となっています。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第74号、南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の 課税免除に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第75号

○議長(青砥日出夫君) 日程第21、議案第75号、南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

〇**予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君)** 予算決算常任委員長です。議案第75号、南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について。

この内容でありますが、国家公務員法施行令の一部改正に伴い、鳥取県町村職員退職手当組合の退職手当の支給に関する条例が改正される予定となっており、退職手当組合加入の町村では定

年前に退職の意思を有する職員の募集及び認定に関する条例を定めることにより、県町村退職手 当組合の退職手当の支給に関する条例の改定後の支給率が適用されることになっているために制 定されるものであります。

施行日は、平成26年10月1日となっております。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しています。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。退職勧奨ではなく本人の意思とのことだが、条例ができればおのずとおもしになると考える。経験ある人材を残す立場からいえば、このような条例は必要ではない。

賛成の意見。国家公務員法施行令の一部が改正され、県町村職員退職手当組合の条例が改正されるものであり、賛成するものである。以上であります。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾であります。議案第75号、南部町職員の定年前に退職する 意思を有する職員の募集及び認定に関する条例であります。これは先ほど委員長の報告にもあり ましたが、県の退職組合からの退職金に対する支給に関する条例に基づいて町でも制定するとい うものであります。

私は、反対する理由としましては、先ほど委員長の報告であったんですが、以前あったように 退職勧奨の肩たたきとは違うんだけれども、しかし、この条例があるもとでは、やはり午前中の 一般会計の中でもいろいろ話が出ましたが、結局、職員の削減につながるのではなかろうかとい うんです。というのは、なぜかといいますと、住民サービスの立場からいえば、やはり経験豊か な職員を残しておくということが必要であるということです。特にこういうことになってるんで すけども、理由は説明があったのは、職員の年齢構成のことも考える。そしてまた、45歳以上 から対象なんですけども、これを適用しますと希望した、募集に応じた職員は1年につき3%の 割り増しをやるということなんです。つまり……。餌と言うと語弊があるな。そういう有利な面 があるんでということも一定の条件になると思います。そういうことからしますと、やはり経験 豊かな職員を残していく、まさに45歳以上からになると熟達した技能もつきますので、職員の。 そういう中で1人でもやっぱり経験豊かな職員を定年まで残しておく、これが住民サービスの立 場からいえば当然であろうというぐあいに考え、反対するものであります。

- ○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。 3番、米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 3番、米澤でございます。私は、議案第75号、南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど来、委員長報告にありましたように、この条例は国家公務員法施行令の一部改正に伴いまして、鳥取県町村退職手当組合条例が改正となったために、それに合わせて今回制定されるものであります。決して肩たたき、退職勧奨のための条例ではございません。基本は定年まで勤務することでございます。ただ、第2条に定める事情が生じたときに、これはあくまでも職員の意思です、意思によります。ただ、そういう事情が生じたときにこの条例がありませんと、仮に募集に応じた職員があったとしても、自己都合退職より割り増しされた退職手当は受けることができません。やはりこの条例は賛成すべきと考えます。以上です。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。(発言する者あり)声出してくだ さいよ。

5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) この議案第75号ですけれども、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの国家公務員法とか退職手当組合の関係のことはそうなんですけれども、この条例の2条で適用のところを見てみますと、職員の年齢構成の適正化を図ることを目的として、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集。2が職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集ということになってまして、これは明らかに肩たたきを想定したものですよね。これは現職員の年齢別構成の適正化、こういうことを想定しておりますので、やはり職員の身分を守って南部町が住民サービスを適切に行っていくということから見ますと、問題のある条例だと指摘します。以上です。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号、南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に 関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 賛成多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第76号

○議長(青砥日出夫君) 日程第22、議案第76号、南部町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第76号、南部町 社会教育委員に関する条例の一部改正について。

条例の内容でありますが、社会教育法において定められていた委員の委嘱基準を条例で定める こととされたことにより、南部町社会教育委員に関する条例に委嘱の基準を設けるものです。ま た、基本法である社会教育法に社会教育委員を置くことができるとあるので、設置の条項も設け るものであります。

施行日は、公布の日としています。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第76号、南部町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第23 議案第77号

○議長(青砥日出夫君) 日程第23、議案第77号、南部町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第77号、南部町 保育所条例の一部改正について。

内容といたしまして、現在、建設工事が行われているすみれ保育園を認定こども園として開設 するに当たり、現在の保育所条例を改正するものであります。

施行日は、平成27年3月30日としています。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。認定こども園にしなければ入園できない子供がいる。苦肉の策だというのが町の説明であります。しかし、ほとんどの町村で検討を見送っている。その理由は、国の方針が定かでなく見通しが立たないからではないのか。すみれ保育園も認定こども園にせず、様子を見る方法がいいと考えるという意見がございました。

賛成の意見。なぜ認定こども園ができたのか、その要因も考えるべき。国はその方向であり、 反対するものではないという意見でありました。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

〇議員(13番 真壁 容子君) 議案の77号の保育所条例の一部改正について、反対します。

今回問われているのは、先ほど委員長が言ったように、すみれ保育園をこれまでの保育所では なくて認定こども園にするという内容の条例です。ここでどうしても問題になってくるのが委員 会でも審議した、いわゆる改正児童福祉法に伴って認定こども園がどうなのかという点です。

児童福祉法が改正されるときに、特にここでも出てきますが、第24条の1項に市町村が保育所の保育を、当該児童を保育所において保育しなければならないという公的責任を明記している。当初、この24条の1項を取り外すことを考えていたのですが、多くの全国の保育者の声で24条の1項が残ったんですけども、同時に第2項として認定こども園のように必要な保育を確保する措置をとるということをしたわけです。どう違ってくるかというと、専門家や学者が指摘するように、いわゆる市町村の保育所の公的責任がなくなるのではないかということが示されたことです。これに乗じて政府は、いわゆる幼保連携型の認定こども園を進めたわけです。

ところが、先日の新聞でも明らかなように、幼保連携認定こども園辞退するという例も出てきたわけですよね。なぜかというと、財源がはっきりしないからです。周辺の自治体にも同じように改正児童福祉法が出るもんですから、どこもどう考えるのかというところが担当課の一つの仕事になったわけですよね。多くの課では様子見です。認定こども園に手を挙げることがいいのかどうか、ここを考えているわけです。

一番大きな狙いは保育所、いわゆる保育市場を介護保険のように市場開放するという狙いだというふうに言われています。それが何よりも明らかなのは、今まで保育所に来ていたお金が、いわゆる今後からは子供を持っている親に補助金が来るという形になるわけですよね。この理由は、公的資金や補助金をもらっている保育所ではもうけを出すことができないから個人に補助金を出した。何かというと、今後、保育所や保育所らしい24条の1項、2項を運営するところは、やり方次第では金もうけができるよという市場開放になったということが一番大きな狙いだということが鳥大の先生の講演でも明らかになってきたことです。

こんな小さな町でそんなことをしてもうけに来る人がおるのかというと、おるわけないんです よね。どうしたかというと、町は認定こども園にするというふうに踏み切りました。理由は、こ れまで幼稚園に行っていた子供が保育所に来るのではないかということで、幼稚園に行ってきた 子供を受け入れなかったので、認定こども園に受け入れたいということでした。

ところが、町内に住む幼稚園に出している保護者の意見は、幼稚園、保育所を問わず、米子の幼稚園に出したいという意見が多いわけです。実際、中部でも認定こども園した中で、どれだけ市部に出していた幼稚園児が帰ってくるかということで、数字はそんなに上がっていないというふうにも聞いているわけです。であるならば、多くの市町村がとっているように少なくともここにいる子供たちの保育に責任を持つ立場からであれば、町としては改正児童福祉法第24条の1項の公的責任を負うという保育所の設置を以前のように続けておくことが一番よかったのではないかと思うわけです。

認定こども園になるということはこの条例でも明らかなように、保育料等について費用の範囲内ではなくて、幅がもたらされてることにもなってきます。要は、保育者や子供たちに町が幾ら責任を持つと言いながらも、形としてはすみれ保育園については24条の1項ではなく、町が責任を保育の必要性、保育を責任を24条の1項で持たない認定こども園ができてしまったということになると思うんです。

私は、未来にわたって国の施策の中でこれをとらざるを得ないというときが来るにしても、この26年度の段階でとることにはとりわけ反対なんです。やはり様子を見て、子供たちにとって

どのやり方がいいのかということを十分協議し、見てからでもいいと思うし、私は、今からでもいいと思いますので、現行の保育所にして園児を募集することを求めたいと思います。とりわけ今、公定価格等が言われていますが、仮単価等の中で十分な説明できない中での園児募集にかかれという国の指示ですけれども、これも大変だなということも指摘して反対をいたします。

- ○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。 7番、杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 7番、杉谷早苗です。私は、この議案第77号、保育所条例の一部改正について、賛成の立場から討論したいと思います。

先ほど真壁議員も御心配の余りいろいろとおっしゃいました。この条例が出てきたのには平成24年8月でしたでしょうか、子ども・子育て支援制度というものが施行されて、それからいろんな議論も沸いてきたと思います。私は、ずっとこの流れを見ている中で、国のほうが就学前の子供たち、幼児のあり方というものについて少子化になった現時点で非常に前々から考えておられたのではないかと思います。と申しますのは、平成18年、教育基本法が改正になりました。これは新たに幼児期の教育、今まではこの幼児期の教育という項目が上げられておりませんでした。しかし、この幼児期の教育ということが新設されました。

そして、保育所を持っている我が町では保育所指針というものも改定されました。これは平成 21年4月に施行されていますが、この中には養護と教育の一体的な実施という保育所保育の特 性の明確化がなされました。これには関連法令や幼稚園の教育要領などとの整合性がこれまで以 上に図られていることもこの改定の特徴でございました。

そして、国におきましては第2期の教育基本計画が去年ですね、平成25年6月14日付で決まっております。この教育基本計画は、我が町も25年度にできました。本当にこれは我が町の教育にとっては大きな柱でございます。これによって全てのことがこれを中心に回っていくことで、私は、本当にこの一般会計のときにもこのことを申し上げて賛成討論もいたしたかったんですが、十分ほかの方がなさいましたのでそのときはやめました。教育基本計画というものが国でも第2期が示され、我が町でもこれができました。我が町にも幼児教育ということがうたってございます。

子ども・子育て支援法に基づく新たな制度により、幼稚園及び保育所から認定こども園の移行を促進することで質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を一層促進する。これが国のほうの教育基本計画の中に新たに盛り込まれていることでございます。このことは幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を満3歳以上

の小学校就学前の全ての子供に保障するというものでございます。

私は、先ほどありました真壁議員の御意見にもありましたように、米子の幼稚園に出したい。なぜ出したいのか、そこのところの理由をお尋ねしておりませんので、私の経験は、私は子供を米子の幼稚園にやりました。当時、私は働いておりませんでしたので、子供を十分家で見れる状況でございました。幼稚園の予算も十分わかっております。現在は、孫が保育園にお世話になっておりますので、保育園の行っている本当に子供のころからのたくましい教育というものを目の当たりにしております。そういう意味におきましては、なぜ米子の幼稚園に出したいのか、ここの理由がわかりません。多分、想像して当たっているかどんなかわかりませんが、文科省管轄と厚労省管轄、そこの垣根というところのこだわりが今なお続いているのではないのかなと思います。これだけ世の中が変わってまいりましたので、親の働き方もさまざまでございます。

私は、このたび認定こども園をすみれ保育園でしたいということは、町の子供たちは全て南部町が責任を持つ、そういうところの大きなくくりの中で歓迎すべきことではないかと思います。保護者もいろんな働き方がありますし、いろいろな選択肢、多ければ多いほど選択肢があってしかるべきだと思っております。そういうことをもちまして、私は賛成の討論とさせていただきます。以上です。

- ○議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。
- 〇議員(12番 亀尾 共三君) 私は、この議案に反対の立場から発言いたします。

先ほど賛成の討論であったんですけども、いわゆる学校教育法とかそういうことの法律の関係でということだったんですが、もともと保育とは、養護と、それから教育は一体的なものであるということですね。私が一般質問したときに行政側からの答弁では、養護と教育の区別することは非常に難しいということだったんです。なぜそう言いなったかということは、結局、年齢の中できちっと社会的な基礎的なこと、そしてまた、きちっと子供を幼児期を育てていくという、そういう立場から区別がなかなか難しい。だから、今度すみれ保育園が認定こども園になるけど、一体どこでどう区別するんですかといったら、いや、養護と、それから教育を区別、そんなことはなかなか難しいということだったです。結局、このような国の方針でいかにも区別をされるような、そういうようなことがまことしやかに言われるんですけども、しかし、非常に現場としてはそういうことは難しいことです。だから、私は差別を生まない、そして一般的に答弁であったように現状を維持するという町の姿勢からいえば、あえてこのような条例をつくる必要はないというぐあいに考えるものです。そういうことから、私は、この条例については反対するものであります。

- 〇議長(青砥日出夫君) 6番、景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) 6番、景山です。私は、この条例に賛成の立場から発言をさせていただきます。

細かい中身につきましては同僚議員から出ておりましたですが、今回のこの条例の制定によって町内に幼稚園ができるということで、今まで米子市ないしは町外にしか幼稚園はなくて、幼稚園に行かせたくても行かせられなかったといったような方も安心して町内で幼稚園の幼児期教育が受けられるという公共サービスの充実につながる条例だというふうに思います。

幼稚園に行かせたいという方だけではなくて、保育園に行かせたくても保育に欠けていないという認定を受けて、なかなか通わせられないといったケースもあるわけですが、特に若いお母さんとか、就職をしたいということで求職活動をしておられるような状況の方も幼稚園のほうにまず出して、お仕事が決まられて就職をされてから保育園のほうに、保育所のほうに変わるといったようなことも、今までよりもはるかにスムーズにできるようになるんではないかというふうに考えております。非常に期待をして、私は、この条例制定に賛成をするものでございます。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号、南部町保育所条例の一部改正についてを採決いたします。 委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第78号

○議長(青砥日出夫君) 日程第24、議案第78号、南部町自然休養村管理センター緑水園条例 の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第78号、南部町 自然休養村管理センター緑水園条例の一部改正について。

内容でありますが、平成18年度の緑水園の改修工事の際、部屋の名称、面積等が変更になったのに条例の改正がなされていなかったのを今回改正するものであります。

施行日は、26年10月1日としています。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第78号、南部町自然休養村管理センター緑水園条例の一部改正についてを採 決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

# 日程第25 議案第79号

○議長(青砥日出夫君) 日程第25、議案第79号、南部町緑水湖湖面利用施設条例の一部改正 についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第79号、南部町 緑水湖湖面利用施設条例の一部改正について。

内容でありますが、平成19年に手こぎボートを公売により処分していたが、その際に条例改 正がなされておらず、今回改正するものであります。

施行日は、公布の日としております。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第79号、南部町緑水湖湖面利用施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は2時15分。

午後1時55分休憩

午後2時15分再開

○議長(青砥日出夫君) 再開いたします。

日程第26 議案第80号

○議長(青砥日出夫君) 日程第26、議案第80号、平成26年度南部町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

〇**予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君)** 議案第80号、平成26年度南部町一般会計補正 予算(第3号)。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ4,935万円を追加し、予算の総額をそれぞれ71億8,823万7,000円とするものであります。

主な事業としての補正額でありますが、がんばれふるさと寄付金事業479万4,000円。 この寄附金の状況でありますが、平成26年7月末で785件で、901万2,000円の寄附金をいただいております。ちなみに平成25年度7月末は300件で、575万6,000円でありました。次に、老朽危険家屋対策事業として90万円、乳幼児健康支援一時預かり委託事業として458万2,000円、鳥取柿ぶどう等生産振興費として340万9,000円、電算管理事務費として331万4,000円、教育振興助成事業として133万9,000円等が主なものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しています。

賛成、反対の意見でありますが、まず、反対の意見。社会保障・税番号制度のシステム整備費が計上されている。プライバシーの問題もあり、人権問題が叫ばれている中、不思議な話である。 賛成できない。緊急通報装置に利用料を取っている。装置をつけている人はどういう人たちか理 解しているのか。周りに見る人がいない人、ほとんどが生活が大変な人が多い。つけるときの負担もあるが、利用料もやめて町の施策で進めるべきであり、反対するという意見がございました。

賛成の意見。番号制度のシステム整備はまだまだ明確な方向性は示されていないが、制度として反対するものではない。今回、補正にはすみれ保育園の備品の購入、乳幼児の一時預かり、老朽家屋の対策等、多方面の事業が実施されている。補正として中身の濃いものであり、反対するものではないという意見がございました。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 26年度の補正予算、今回の議案に反対します。

委員会でも賛否両論の決をとったときに賛成議員の討論の中で、今回の補正予算では一時預かりの458万や、がんばれふるさと、いわゆる寄附金がふえたこと、老朽家屋の撤去の問題等をなくてはならない予算が計上されているということだったんですけども、私どもの認識も当初予算含めて補正予算は、全て自治体の行政の中で必要なものを上げてきてると思うんですよ。当初から言っているのは、個別に審査をしてくれればここがいけなくてあとはいいですよということできるんだけども、一括審査なものだから通常、どういう点で反対するかという点を出してそういう討論をするということなので、本来何も、1つ反対するから全部反対だというのではないということを前置いておいて討論したいと思います。

今回指摘する事項、2つなんです。先ほど委員長が言ったように、1つは社会保障・税番号制度システム構築等補助金125万9,000円、これはどこにも入ってきているんですよね。いわゆる特定秘密保護法案のときでしたっけ、どさくさに紛れて通ってしまったという国会での税番号制度という分ですね。以前には国民総背番号制でおかしいのではないかと、もう何十年来の懸案事項ですけれども、これが結局は多くの国民にどのようになるかということを知らないところで、それもなおさら社会保障と名を打って税番号システム構築制度というのが出てきたわけなんです。今回、そのことにシステム改修するという費用で入っていくことについては委員会でも意見があったように、国民を二分するような意見の中で、やはりプライバシーが保たれているのかという点と、十分国民、納得していない段階ですよね。そういう段階で、私たちも今回のこのような予算がついたからといって、町のシステム改修の中でどのようなことになるかということ

全然わからんわけですよね。そういうことの説明のない段階で非常に乱暴だという気がしてならんわけです。そういう点では、きちっと一人一人の国民のプライバシーの問題と住民の生命、財産、安心を守る立場からも今回するに至っては、どういうことをするのかということをまた改めて説明していただきたいということを指摘しておきたいということです。

それと、もう1点は、高齢者福祉費の中の緊急通報ネットワーク事業で10万8,000円組 まれています。これお金出すのが悪いというのではなくて、いわゆる扶助ではなくて全額負担し たらどうかという意見なんです。平成25年度の決算でも14台、これは緊急通報システムとい うのは加入時の負担が2万1、000円のところを非課税世帯は3分の2ですね、それで、課税 世帯には半額を助成するということなんですよ。これは月額の費用が、基本サービスが利用者の 方には997円の負担があるわけです。これは2カ月に1回1,000幾らですね、2,000 円弱が通帳から落とされているという仕組みなんですよね。それで、利用している方の声では、 つけたはいいけれども本当にわずかな年金が入ってくる中で、2カ月に1回といえど2,000 円引かれるのえらいと、これもうやめたいというふうにおっしゃる方がいたんですよ。もう自分 のときはもうそれでええということをおっしゃるんですけども、私はそういう声が本当にこうい う制度の中で聞いてるのかなと思ったんです。いい制度だと思いますが、基本サービスの997 円と、働き盛りの世代から見たら1カ月1,000円はいいじゃないかということかもしれませ んが、少なくとも私は、1年にして1万1,964円、今のところ15台、今回10万で幾らつ けるんでしょうか。20件だとしても20万ちょっとの金額です。少なくとも緊急通報でひとり 暮らしの高齢者を激励する意味でも、これは全額町負担で行うべきではないかと。もしかすれば、 このことだけについていえば、他の議員の賛同も得られるのではないかというふうに思うわけで す。それで、今回は反対意見の1つに出させていただきました。今回、すぐできなくてもぜひと も関係課も協議していただきまして、これのいわゆる扶助費ですね、本人負担がないようにすべ きだということを求めて反対をいたします。

それから、補正予算のところしか言えなくて言うんですが、先ほど言った社会保障・税番号制度ですね、それに関連して今回、課長のほうから委員会でなんぶスマートライフ・プロジェクト推進事業というのを説明されました。町長も全国で初めてだというそうですが、中海と総務省が契約して4,500万円の事業費だということです。担当課に聞き取る限りでは1月、2月にこれを施行するのですが、準備に大変、4,500万のうち幾らお金が回ってくるのかというと、今のところお金が回ってこないのではないかと。私、大きい1つには、このなんぶスマートライフ・プロジェクト事業というのは、やはり税番号制度を促進する意味があるのだなということで、

賛成しかねるというのが1つ。

それと、もう一つは、幾ら施行にしても職員が少ない中で職員の準備等が要るわけですね。そこにこれは人件費等のお金もなくて取り組む必要があるのかという点でいえば、どこに声を上げるんでしょうか。総務省に、国に協力する以上は何らかの手当てがあるべきだということを言うべきではないかという点。

それから、少なくとも今回の分については、マイナンバーカードを持つケーブルテレビに入っている、これが条件になってきます。全ての人が対象というが、少なくとも携帯で子供の情報をつかむにしても個人負担がないように、これは原則ではないかと思うんです。そういう意味では、推進事業について国に協力するのですから、その辺の分については個人負担、町負担はするべきではないということも指摘しておきたいと思います。以上です。

- ○議長(青砥日出夫君) 次に、委員長報告に賛成の討論はありませんか。 3番、米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 3番、米澤でございます。議案第80号、平成26年度南部町一般会計補正予算(第3号)について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

この補正には、がんばれふるさと寄付金事業、チャイルドシート購入事業、霜害対策事業、老 朽危険家屋対策事業、鳥取柿ぶどう等生産振興事業など、62事業が提案をされております。ど れも住民の福祉の向上のためには大変必要な事業でございます。

先ほど来、反対討論の方もおっしゃっておられましたけれども、社会保障・税番号制度でございますか、私も個人としては国民総背番号制は反対でございます。ただ、社会保障・税番号制度と名前を変えまして、これは国会を通ってしまっております。当然、町はやらざるを得ないということでございます。

それで、この社会保障・税番号制度でございますが、これにはいわゆる個人の思想、信条、門 地等、非常に重要な個人情報は入りません。ということで、社会保障・税番号制度だけで考える なら、その点は私は納得できるというふうに考えております。

それから、チャイルドシートの件が出ました。確かにおっしゃることは非常にいいことだと思うんですけども、ただ、ここだけを無料にするというわけにはなりません。やはりいろんな扶助がございます。やはりいろんな扶助の兼ね合いを考えた中で、やっぱりやっていかなければならないということはございますので、むやみにここだけを無料にするということは、私はちょっとおかしいなというふうに考えております。ということで、私はこの補正予算には賛成いたします。以上です。(「チャイルドシートって言いなったで」と呼ぶ者あり)チャイルドシート言いまし

たか、済みません、間違えました。緊急通報ネットワーク事業でございます。これに対しましては、先ほども申しましたように、むやみに全てを無料にするということはいかがなものかと。やはりほかの扶助がございますので、均衡考慮してやはり考えるべきだと思います。申しわけございませんでした。以上、訂正いたします。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号、平成26年度南部町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。 委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第81号

○議長(青砥日出夫君) 日程第27、議案第81号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第81号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ170万円を追加し、予算総額をそれぞれ1億3,399万9,000円とするものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第81号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を 採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

日程第28 議案第82号

○議長(青砥日出夫君) 日程第28、議案第82号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第82号、平成2 6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,319万2,000円を追加し、予算総額をそれぞれ7,

151万4,000円とするものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第82号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)を 採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第83号

○議長(青砥日出夫君) 日程第29、議案第83号、平成26年度南部町水道事業会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

〇予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 議案第83号、平成26年度南部町水道事業会計

補正予算(第1号)であります。

収入といたしまして既決予定額に959万4,000円を追加し、総額2億3,837万6,000円にするものであります。

支出も同額の959万4,000円を追加し、総額2億4,437万6,000円とする補正 予算であります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第83号、平成26年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第30 議案第84号

○議長(青砥日出夫君) 日程第30、議案第84号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第 8 4 号、町道路 線の認定について。

路線名は、天万寺内線支-4であります。場所といたしましては、三崎字殿ケ市場176-4が起点で、終点が同じく1851番地の先であります。

委員会で審査の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。間違ったかいな。

○議長(青砥日出夫君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。 委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。(「議長、済みません」と呼ぶ者あり) 予算決算常任委員長、秦伊知郎君。
- 〇予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 済みません、終点の番地が間違っていました。申 しわけありません。終点のほうは三崎字殿ケ市場 185-1 地先であります。よろしくお願いいたします。
- ○議長(青砥日出夫君) 訂正がありましたので、もとい。

本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第84号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第85号

○議長(青砥日出夫君) 日程第31、議案第85号、町道路線の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君) 予算決算常任委員長です。議案第 8 5 号、町道路 線の変更について。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第85号、町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第32 議案第86号

○議長(青砥日出夫君) 日程第32、議案第86号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更 についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

〇**予算決算常任委員会委員長(秦 伊知郎君)** 予算決算常任委員長です。議案第86号、辺地に 係る公共施設の総合整備計画の変更について。

内容でありますが、今年度から町道★牛行者山線の改良工事を行うに当たり、★牛地内の周辺整備計画にこの事業を追加し、それにより事業費及び財源内訳に変更が生じるため、この地にかかわる公共施設の総合整備計画を変更するものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しています。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、議案第86号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33 陳情第7号

○議長(青砥日出夫君) 日程第33、陳情第7号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

〇民生教育常任委員会委員長(井田 章雄君) 民生教育常任委員長、井田です。陳情第7号、義 務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を 求める陳情書でございますが、審査の結果、賛成少数で不採択とすべきと決しました。

賛成、反対意見でございますが、賛成意見としては、教育費は交付税措置ではなく、使途を明確にした負担金を充てるべき。

反対の意見でございますが、義務教育費の国庫負担制度の2分の1復元とあるが、陳情内容とかなりずれてしまっている。虐待や進学断念などの問題と義務教育費国庫負担制度の復元がどのように結びつくのかが不明。義務教育費の国庫負担制度の2分の1に復元することには賛成だが、陳情の内容には賛成できない。陳情の内容を精査してほしい。以上であります。

- ○議長(青砥日出夫君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 委員長にお尋ねいたします。この鳥取県教職員組合から出た義務教育国庫負担の2分の1の復元を図るためという、政府に言ってほしいということが不採択になったということなんですけれども、先ほどお聞きしてたら中身の言ってることはわかるが、陳情の中身がいけないのだというのですけども、私、陳情の中身がいけなかったら西部支部に言ってあげたらええことであって、大きな趣旨というのは2分の1の復元を求めるということでしょ。そのことについてお聞きしたいと思うのですが、うちの町の教育予算の現状を見ながら2分の1の復元は必要だというふうには考えなかったということでしょうか、ちょっとそれを聞きたい。現状をどう認識なさったかということですよね。少なくとも教育委員会からの資料では非常勤職員、臨時職員が教育委員会で多く占めて、とりわけ学校の司書要員なんかはなかなかつかなかった経過があるんですよ。これが本来、義務教育が国庫負担というところでお金がついていたら、もっとたやすくできたことやと思うんですね。それだけではありません、国、県から外されてき

たという点でいえば、いわゆる学校主事の問題もあります。学校主事というのは、この非常勤職員と臨時職員の一覧表にも載っていない、言ってみれば年136万か7万で働いているという現状があるわけなんですよ。少なくともここでは、委員会ではこの職員の待遇の問題が何とか改善せんといけんという問題になったんやから、少なくとも義務教育においては国が負担すべきだということで復元をということになるのではないかと思うのですが、その辺はどんなふうに、町の現状をどう認識なさって御協議なさったのかということをお聞きしたいと思います。

- ○議長(青砥日出夫君) 10番、井田章雄君。
- ○民生教育常任委員会委員長(井田 章雄君) 真壁議員がいろいろと言われましたですけども、 委員会としてはこの陳情を審査するにおいて、やはり陳情趣旨、理由というものをしっかりと精 査して議会に提出していただきたい。委員会の委員は、この陳情趣旨、理由に基づいて審査する わけですから、もちろん今、真壁議員が言われましたように、当町の学校の状態も考えて審査さ れたかというふうに言われましたんですけど、委員会として、私、委員長ですが、やはりこの審 査をするに当たって、やはり陳情趣旨、理由、そういうものを提出者はしっかりと精査して出し ていただきたい。以上であります。
- ○議長(青砥日出夫君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 委員長、私は、それは議員のおごりやと思いますよ。もし不十分 なところがあれば正してあげたらいいことですよ。誰かって陳情してくる権利あるんですからね。 それに対して議員の仕事は、何を訴えられてるかって誠実に理解、それに対して賛成、反対いう ことやと思うんですよ。まして私が残念でかなわないのも聞いてまして、中身は復元は大事だけ ど文言が気に入らんというのは、これちょっと余りにも大人げないと思うんですよ。

それで、ちょっとお聞きしますが、そやったら意見書採択を求め、陳情書のどこがいけなかったわけですか。例えばどういう陳情がいけなかってこういうふうになったわけですか、それをお聞きしてみたい。それに、この陳情に去年は採択しているんですよ、そうでしょ。これのどこがいけなくってそんな結論になったのか、ちょっと教えてください。

- 〇議長(青砥日出夫君) 10番、井田章雄君。
- ○民生教育常任委員会委員長(井田 章雄君) まず、去年もと言われましたが、これ2012年 にやっております。ただ、そのときには委員会として採択やっておるわけです。ただ、皆さん議員の方は考えていただきたいと思いますが、やはり陳情というものは中身を見て判断をするのが 私は妥当ではないかというふうに認識しております。

それから、どこが悪かったかと言われますけども、やはり精査してみますと義務教育費国庫負

担制度、この概要と照らし合わせてもやはり不適当というふうに私は理解したところでございます。ですから、先ほど賛成、反対の意見言いましたけども、いろいろな意見がございました。それで、委員会として、私、委員長としていろいろ誘導はできません、委員長の立場で。調整はしたわけでございますが、委員から採決をやれということがございましたので、委員長として採決の方法をとったわけです。以上でございます。(「中身がわからんよ」と呼ぶ者あり)

- ○議長(青砥日出夫君) ほかに質疑ありませんか。12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 委員長にお尋ねします。ここに一番目的が書いてありますね。教育の機会均等と水準の維持の向上を図るためということになってますね。その中で、陳情趣旨と理由がその後で文書としてあるんですけども、その中で、やはり格差社会とかそういうとこで貧困にあえぐ家庭のとこ、だから、平等で扱うために、平等に義務教育ができるように予算を2分の1、制度負担の割合を2分の1に復元してほしいということなんですよ。だから、要は、教育の機会均等と水準の維持向上ということなんですが、何かどこが不合理なのか、私にはようわからんわけなんですよ。ちょっと委員長にもう一度聞くんですが、最初のこの目的と中で、どこが整合性がとれんのか、ちょっと指摘していただきたいんですが。
- ○議長(青砥日出夫君) 10番、井田章雄君。
- ○民生教育常任委員会委員長(井田 章雄君) いろいろ言われますけど、前にありましたのが平成24年9月25日、これは全員一致で採択すべきとしていますが、この陳情書は30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書というので、これは採択しておるわけでございますが、この内容案ですね、意見書の案を見てみますと、今回の場合と物すごく不適当な部分があります。これは見ていただければわかることでありまして、やはり常任委員会の委員から見れば、この趣旨、理由を見て、一応は判断をするわけですから妥当じゃないかというふうに思いますよ。委員長としてもそういう誘導したり、そういうふうにできません。ただ、調整はやることはできますが、委員長としてはそういう誘導はできません。委員の皆さんの考えの中で、一応委員長として採決をとるわけですから、そういうのは皆さんおわかりじゃないですか、何があれですか、以上です。(笑声)
- 〇議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 委員長がおっしゃること、委員長が誘導するということは、それはとんでもないことですから、それやられんことは十分承知しております。ただ、この文書の中でどこが不適格かいうことを聞いているんですよ。それはどの文言がいけないわけですか、それ

を指摘してくださいよ。

- ○議長(青砥日出夫君) 10番、井田章雄君。
- ○**民生教育常任委員会委員長(井田 章雄君)** 先ほど申しましたように、これは委員会の結論で ございますので、それ以上言うことはございません。以上です。(笑声)
- ○議長(青砥日出夫君) ほかに質疑はないので、質疑を終結して、これから討論を行います。 委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) 私は、この陳情第7号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を はかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書を採択すべきという立場 で討論させていただきます。

先ほど来、委員会の審議の内容を質疑されたわけですけれども、私は委員会のメンバーでありまして、その中で何が問題になったかといいますと、この陳情趣旨、理由の中でさまざま、子供たちの豊かな教育を保障することはというところからずっと続いておりますけれども、虐待・不登校・中途退学・進学断念といった深刻な影響を子供たちに及ぼしていますと、こういうことが現状認識として陳情者は語っておられまして、国庫負担をふやすとこれがすぐさま解決するのかということで意見が出されました。私は、基本的には国が国庫負担をふやすことによって政府の責任を果たすということは大変重要なことで、そこが出発点だと考えます。

1つ紹介をいたしますが、2012年の9月議会で採択した意見書は、冒頭に上げられていた現状認識について暴力行為や不登校、いじめ生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や日本語指導など、特別な支援を必要とする子供が顕著にふえています。このような中で、鳥取県は全国に先駆けて全学年35人学級を実現しました。しかし、財政負担は大きく国の予算化が望まれますと、こう言っておりまして、それに加えましてOECD先進28カ国の中で教育予算が最低、最下位となっていると、こういうことを指摘しております。ですから、この義務教育費の国庫負担を2分の1に戻すというのは本当に根拠のあることであります。

そして、さらに言わせていただきますと、2005年の中央教育審議会で、ここでは小泉内閣政権下で行われました三位一体改革において、203分の1に財源が減らされたわけですけれども、中央教育審議会は平成17年の10月26日の総会で新しい時代の義務教育を創造する答申を決定しておりまして、その内容は現行の2分の1の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきであると、こういうふうに結論づけています。

いろいろな教育課題を克服していく上で、財政の裏づけは急がれます。来年の予算編成に向けて、ぜひこの陳情を採択して御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(青砥日出夫君) 今のは、反対討論ですね。

次に、委員長報告に賛成の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員(**7番 杉谷 早苗君)** 7番、杉谷早苗でございます。私は、この陳情につきましては不 採択の立場で発言させていただきます。

教育にかかわるお金というのは、私たちは本当に幾らあっても足らない、それと申し上げておきますが、委員会の皆さんのお気持ちは一緒なんです。ただ、委員長がおっしゃったように表題に対しての理由ということがちょっといかがなものかなということがありましたので、もとに戻ってそれによって採決をとらせていただきました。

それと、もう1点、申し上げておきたいと思いますのは、何か3分の1になったというと教育 費が減ってしまったというような、そういう誤解を受けるんですが、これは教育の機会均等とそ の水準の維持を目的として、公立の義務教育小学校の職員給与について都道府県が負担した経費 の一部を国が負担する制度なんですが、これは国が負担すべき額の総額を確保して、その使い方 によっては地方の裁量に委ねる総額裁量制が導入された。そのときに2分の1ずつから地方の裁 量をより個性的なものにするために3分の1になったという内容のもんなんですね。ですので、 決してもとが減っているわけではなくて、地方交付税として国が定めた総額というものは入って おります。

というようなことをもちまして、そういうことが根底にありながら表題と理由とっていうことにちょっと乖離があるなというところで、初め、私たち委員会の者はできることならば趣旨採択でもして意見の統一を見たいなと思いました。しかしながら、きちっと可否を決めてくれというような御意見がありましたので、少し心苦しいながらも可否を決めさせていただいた。そのような経過がございます。以上です。

- 〇議長(青砥日出夫君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 私は、どうしてこれが南部町議会として採択されないのか、不思議でかないません。先ほど言ったように、杉谷議員が最後におっしゃった趣旨採択でもいいんだけども、採択主張する者がおってできなかったと、あたかもこれ採択できなかったのが採択主張した議員のように言いますけれども、これは国に意見書上げてくれという分ですから、反対、言ってみたら趣旨採択でもいいけれども、国に意見書上げるかどうかであって、当然、国に意見書

上げない趣旨採択で済まそうということについて上げてほしいという議員は、採択せというのは 当然のことやと思うんですよ。だから、そのことの理由で採択主張した議員がおったからできな かったというのは、これも本末転倒な私は論議やというふうに思うんですね。

それと私は、1つには、皆さんがおっしゃっている、今回賛成に同意なさらなかった議員の皆さんが委員会で論議した中に、陳情趣旨がよくないというようなことおっしゃっているんだなというふうに聞いているんですよ。確かによく読んでましたら下の3行を除いた上というのは、どっちかというと義務教育の国庫負担というよりは、今の貧困の中であえいでいる子供たちの教育をどうするかという問題だから、そこに結びつかないじゃないかというふうに考えた方も多いと思うんですよ。(「ようわかっちょうがん」と呼ぶ者あり)皆さんもわかってるでしょ。わかってたら教職員組合がどうして自分たちの理由だけじゃなく、そこを取り上げてきてしようとしているのかということを酌み尽くす皆さんの人生の豊かな経験の中でなかったんでしょうかと私は思うんですよ。そういうことがありながら、これ事実ですよね、ありながらとすれば、今早急にすることは、今すぐほな非正規雇用をやめて今の保護者世帯が全部正規雇用になるようにしろというのはなかなか無理な話なんですよね。だからこそ、今、国庫負担の少なくとも2分の1の復元を図って義務教育を保障しようじゃないかという内容なんで、そんなふうに読み取るのが普通じゃないでしょうか。

私は、これは本当に皆さんが何でそんなふうにしたかと、ちょっとよくわからんので残念でかなわないんですけども、私は、今からでも遅くありませんからね、ぜひ上げていただきたいと思うのですよ。何回も言うように、杉谷議員がおっしゃるように、3分の1になったからお金が来るんだよと言いますけども、一番端的な例は地方交付税ではどうなるかということですよね。町から出た、教育委員会から出された地方交付税の中では学校図書費が五百数十万来ることになっているが、南部町で三百何万しか使えていない。これをほな町長けしからん、教育長けしからんじゃないかと私も言いたいんですけども、地方裁量になったらお金のないところはそうせざるを得なくなってくるんですよ。だからこそ財源の乏しい町ほど町に協力して国庫負担をふやそうじゃないかと言っていくのが議員の仕事じゃないでしょうか。そういう意味でいえば、豊かであればいいですよ。あんなにお金がない、お金がないってここで四苦八苦して使い方について私たちが論議している中で、少なくとも国にお金を求めようじゃないかというとこぐらい一致して出したいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

- ○議長(青砥日出夫君) 8番、細田元教君。
- ○議員(8番 細田 元教君) この陳情については、心苦しいながらも反対せざるを得んだった。

この頭の教育費負担2分の1復元云々はまことにそのとおりで、これだったら賛成いたします。 今、真壁議員言われました下から3行目方全部だったら誰ももろ手挙げてこれは賛成すべきもの だと言いました。だから、今度、今言われましたように、教職員組合さん、もう一度12月議会 でもこの上のところは削除してでもきちっとしたそういうことを出して、出してもらえばこれ必 ず通る内容です。(「通るよね」と呼ぶ者あり)その記の、一番裏のこれどのようにしたもんか、 記は中身そういうこと一切書いていなくて、ただ単純に教育の機会均等と水準の向上を図るため、 義務教育費国庫負担を2分の1にしてごせと、そんだけなんです。これだけ見りゃ誰だってうん と言うの。最初、わしもうんと思っとったけど、なぜそこで子供の貧困の家庭、その現状を言っ ておられると言われてそこを解釈せと言ったら、そこまでの度量がありません。もうちょっと単 純にしていただく。これだけでもう一度12月議会で出してもらえばいいと思います。(発言す る者あり)確かに言われましたように、これが3分の1は地方交付税で財源措置されているとい うことになってますが、交付税に措置されたらなかなかわからんですね。だから、これを2分の 1で国庫負担だったかな、義務負担、補助金と違う、これを負担にすればそんだけ町にも有利だ ということは十分わかっていますが、この趣旨内容が下の3行だけでいいと思います。もう一度 12月議会に出していただいて、本当に南部町の教育について、これについては賛成したいと思 ってます。そういうことで、今回の中身が2年前の中身とは若干違いますということを申し述べ て反対させていただきます。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第7号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度 政府予算に係る意見書採択を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決を行います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

#### 日程第34 陳情第8号

○議長(青砥日出夫君) 日程第34、陳情第8号、少人数学級の推進をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

- 〇民生教育常任委員会委員長(井田 章雄君) 民生教育常任委員長、井田です。陳情第8号、少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書について、審査の結果、全員一致で採択すべきと決しました。以上であります。
- ○議長(青砥日出夫君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。 委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、陳情第8号、少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に係る意見 書採択を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択する ことに決しました。

## 日程第35 陳情第9号

○議長(青砥日出夫君) 日程第35、陳情第9号、地元企業の優先発注に関する陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、4番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長(板井 隆君) 総務経済常任委員長の板井です。陳情第 9 号、地元企業の優先発注に関する陳情書についてを報告いたします。

この陳情に対しては、全員一致で採択すべきと決しております。

また、委員会ではさらに平成 2 5 年度決算における工事請負と修繕費における予算に対する町 内業者発注状況を確認いたしましたので、あわせて報告をさせていただければと思います。

工事請負費につきましては、平成25年度決算額が4億651万7,639円、発注件数156件に対し、町内発注金額が1億355万5,964円で、発注件数は108件でありました。 予算割合は25.47%、発注件数割合は69.2%でありました。予算割合が少ない原因は、 水道統合事業などにおける高額な工事があり、専門性から町内業者では対応できない状況がありましたが、この請け負いました業者のほうから町内業者への工事依頼などもあったようですので、 その辺まではまだ調べておりません。

また、修繕費については決算額 4 , 8 0 6 万 9 , 0 4 6 円で、発注件数が 6 0 4 件に対して町内発注金額が 3 , 0 7 7 万 6 , 2 0 9 円で、発注件数が 3 6 4 件であり、予算割合は 6 4 . 0 3 %で、発注件数割合は 6 0 . 2 6 %であり、内容的に町内業者で対応できない専門性の高い部分での修繕が町外に発注をされるということも確認をいたしました。

以上の結果から、それぞれ町内業者に対して優先的に発注していただいている努力がうかがえましたが、今後、さらなる発注で町内業者の活力強化に御努力いただくことをお願いし、陳情第9号の報告といたします。以上です。

○議長(青砥日出夫君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。 委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、陳情第9号、地元企業の優先発注に関する陳情書を採決いたします。 委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

#### 日程第36 発議案第17号

○議長(青砥日出夫君) 追加議案分です。日程第36、発議案第17号、子ども・子育て支援新制度の実施に関する意見書を議題といたします。

提案者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾です。

発議案第17号

### 子ども・子育て支援新制度の実施に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成26年10月1日 提出

 提出者
 南部町議会議員
 亀
 尾
 共
 三

 賛成者
 同
 填
 母
 母

 賛成者
 同
 植
 田
 均

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

子ども・子育て支援新制度の実施に関する意見書(案)

国は子ども・子育て支援新制度(略:新制度)の本格施行を2015年4月に予定し、新制度の実施主体である自治体に対し、諸準備を早急に進めるよう求めている。

しかし、どの自治体においても新制度が充分に周知されているとはいえず、このまま無理な日程で準備が進められれば保護者をはじめ関係者が新制度を充分に理解することなく、また、疑問や不安を抱いたまま新制度が実施されることになりかねない。

政府は「量の拡大」と「質の改善」を同時に進める制度と説明し、公定価格の仮単価、利用者 負担のイメージを提起しながら、各種FAQ(よくある質問)などを随時更新している。しかし、 詳細が明らかになるにつれ、予算の確保もできず政府説明に自治体関係者も戸惑いをもって施行 準備を行っている状況がうかがえる。

幼い子どもに関わる新制度は、すべての子どもに平等に保育を保障し子育て支援を行う観点から、格差を生じさせない仕組みにすることが重要であり、そのためにも制度の検討・審議にあたっては、関係者に納得が得られるまで充分な議論を尽くし、関係者・住民に周知徹底することが必要である。

よって議会として新制度の条例については、何よりも子どもの権利保障を最優先に、よりよい 制度としていくために、以下の点について申し入れる。

- 1. 町子ども・子育て支援事業計画にあたっては、児童福祉法第24条1項の市町村の保育の実施責任をふまえ、全ての施設・事業、すべての子どもに対して、格差のない保育を提供すること。
- 2. 現行の保育施策水準(職員配置・面積基準、予算・単独補助など)を後退させず、維持、拡

充すること。

- 3. 保育施設の利用が保護者にとって、従来より後退することがないようにすること。
- 4. 小規模保育事業・家庭的保育事業については、設備及び運営の基準を、認可保育園と同等にし、すべて保育士資格者が保育にあたるようにすること。自園調理とすること。
- 5. 学童保育の計画策定にあたっては、全児童対策との一本化をせず、既存の施設の現状に配慮 するとともに、設備・運営基準の設定では子どもの発達にふさわしい水準にすること。
- 6. 保育士・学童指導員などの関係者の処遇改善を図り、生きがいを持って働き続けられる労働 環境をつくること。
- 7. 保護者に支給認定や利用手続きなどについて、よくわかるよう新制度の説明会を開催すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年10月1日

鳥取県西伯郡南部町議会

# 【提出先】

南部町長

以上であります。

なお、つけ加えますが、きのう委員会の中で何点か質問がありましたので、参考のためにお手元のほうへあらかじめ議員各位に配っております。この資料のもとになっているのは子ども・子育て支援新制度ハンドブック、施設・事業者向け内容であります。よろしく審議のほうお願いします。どうか皆さん方の賛同を得て、町長へ意見書を提出することをよろしくお願いいたします。

- ○議長(青砥日出夫君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。 7番、杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 7番、杉谷です。亀尾議員に質問させていただきます。新しい新制度が始まるということの準備をするということは非常に不安な面もあって、御心配は重々わかっております。その中で、7点に上げて申し入れをするような意見書を作成しておられます。

1番でありますが、この中は児童福祉法第24条1の市町村の保育の実施責任を踏まえ、全ての施設・事業、全ての子供に対して格差のない保育ということは、施設・事業というものは全部同じというふうに捉えていらっしゃるんでしょうか。議長、全部一通り質問したほうがよろしいですね。

- ○議長(青砥日出夫君) 2回しかないですからね。3回か。(「杉谷議員、全部やってしまいない」「全部やるだがん」と呼ぶ者あり)
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) そして、2番目の現行の保育施策水準(職員配置・面積基準、予算・単独補助など)を後退させずに維持、拡充すること。これについてはどの程度のことを想定なっていらっしゃるでしょうか。

3番目の保育施設の利用が保護者にとって、従来より後退することがないようにすること。この従来より後退するというのは、どのような意味で書いていらっしゃるでしょうか。

4番目でございます。小規模保育事業・家庭的保育事業については、設備及び運営の基準を認可保育園と同等にし、全ての保育士資格が保育に当たるようにすること。自園調理すること。この点については、国の基準とは別にこのように思っていらっしゃるのでしょうか。

5点目の学童保育の計画策定に当たっては、全児童対策との一本化せず、きのうお尋ねいたしました、この部分はどういう意味ですかと質問いたしましたら、全児童対策との一本化せということは児童館などをつくった場合に学童保育をなくするんじゃないか、そのような動きのことを想定して言ったんだというふうにお聞きいたしました。町のほうとしては、どのような計画を持っていらっしゃるかわかりませんが、そのような動きがあるようにでも捉えていらっしゃるでしょうか。

6番目の保育士・学童指導員などの関係者の処遇改善を図り、生きがいを持って働き続けられる労働環境をつくること。本当にこれはいいことだと思います。ですが、この処遇改善、これは何をもって処遇改善と考えていらっしゃるんでしょうか。

7番目でございます。保護者に支給認定や利用手続などについて、よくわかるよう新制度の説明会を開催すること。これは当然のことだと考えております。担当課としては、これについての何か動きがあったかもしれませんが、その辺のところはどのように把握していらっしゃるでしょうか。以上です。

- 〇議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) たくさんお尋ねいただきましてありがとうございます。私が各7項目で上げておりますが、その中で1点ずつお聞きになりましたので、1点ずつお答えしたいと思います。

まず最初に、施設、それから事業ですね、これ実施責任を踏まえ、全ての子供に対して格差のない保育を提供すること。つまり、これ事業内容も4園ありますね、このたびは新しくすみれ保育園が改築になります4園あります。この中で、事業の内容は変わらずやっぱりやってほしいと

いうことと、施設については、これはもちろんですよ、今一番古いのはどこかな、さくらかな、ちょっとようわかりませんけども、さくらでもつくしでも古いかもしれません。しかし、これを一気にやれということは無理です。だって、財源が要ることですからね、財源なくて補助金が全額来て国からやるんなら見やすいことですが、このために全ての施設を書いてるんですけども、施設はやはり維持していくということ。

それから、格差がない保育を提供すること、こうなっております。これは、いわゆる今度できました新制度ではこういうことになっているんですね。ちょっと申し述べますけども、施設への補助金が利用者の補助金に変わってしまうわけなんですよ。いわゆる行政を通じて来てたのは利用者のほうへ変わっていく。ただし、これは保護者個人に支払われるんですけども、しかし、実際は補助金を施設が保護者にかわって代理受け取ることはできるわけなんです。ただ、この現行の制度では保育所を運営するための経費、いわゆる公費ですね、これは委託費として保育所に支払われるために保育以外に使うことはできないわけなんです。ところが、新制度ではこれは保育施設の運営に維持するための費用という性格が弱まって、いわゆる利用料の一部として施設に渡り、使い道に制限をかけなくてもできるわけなんです。つまり、保育のために全額がそこに行くか、その保障がなくなるということも考えられますので、だから、格差のないような保育、今までどおりのような園によって認定保育園とそうでない保育園との格差がないような、そういうぐあいにすべきだというぐあいに主張するところです。

それから、2つ目の職員の配置・面積基準、予算・単独補助など、後退することなく今の状況でやってほしい、このことです。一般質問のときにも、私、何回も繰り返して質問いたしました。現行の運営の基準を下げないようにすべきだと思うんですがと言ったら、繰り返し現行水準は維持するという答弁をいただいております。そのことを強調してるわけです。

それから、保育施設の利用が保護者にとって、従来より後退することがないようにすること。 つまり、これも先ほどの2番の繰り返しになりますが、そういうことです。従来よりということ は今よりということです。後退しないということ。

それから、保育の現場なんですが、どこでも保育士資格者が保育に当たるように。つまり、無 資格でない人、保育の資格を持った人が保育に当たる。このことをぜひやるべきだと。それから、 園児の給食については自園でやるということ。いわゆる給食センターのようなものをつくって外 部から業者委託、あるいは外部の業者からの持ち込みとかそういうことはせずに、今あるように 自園で料理をつくって児童に提供するということ。

それから、学童保育のことで昨日も聞かれたんですけども、学童保育は私が言うのは児童館の

事業や放課後子ども教室、これに代替させることがなくて、学童保育事業をやはりそれは維持するということです。私がここで申し上げたいのは、旧会見のほうでは児童館があり、そして旧西伯のほうでは児童館がないけども、そういう施設も必要であろうということを町長が言われましたので、児童館ができても学童保育は学童保育としてちゃんと位置づけて、指導員も置いてそういう手だてをすべきであると、これを維持してほしいと、水準を維持してほしいということです。それから、6番目の保育士・学童指導員などの関係の処遇改善を図るということなんですが、これは給料がいわゆる200万円以下、いわゆるワーキングプアと言われるような状況の中では、非常にやはり働く生きがいというものが低いから欠落しているとは申しませんが、しかし、ワーキングプアにならないような、そういう待遇をやはりすべきであるということです。

それから、最後になりますけども、保護者への説明会ですね、新制度。これ現状がどこまで行ってるかはつかんでおりませんけども、一般質問のときに十分に説明すべきでないでしょうかということを言ったら、そういう機会を持って説明したいということであって、ぜひこのことは説明会を持たれて新たに園を利用しようという方に理解を得て、認識を得た上で募集をかけていただきたい。このことを申し上げております。以上です。

- ○議長(青砥日出夫君) ほかに質疑ありませんか。 7番、杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 7番、杉谷早苗でございます。1項目、1項目、亀尾議員のお気持ちのあらわれたお答えだったと思っております。

その中で、もう一度お尋ねしたいのですが、4番目の保育所施設の利用が保護者にとって、従来より後退することがないようにすること。これは今より後退ということなんですが、新しい認定こども園になりますと制度は変わってまいりますね。その場合の時間の差があるということをも排除するというか、全部認めてくださいというような意味。今、利用されている方はどのような状況であろうと今の保育所が保障されている時間を保障してくださいという意味でしょうか。新しい方向になるとちょっと変わってくると思うんですが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

- 〇議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 質問ナンバーは3番目ですね、4だなくて。私は、一般質問の中で明らかになったこと、つまり認定こども園の場合は、いわゆる幼稚園の部分も今度新しくその児童を見るということなんですけども、その中でいわゆる幼稚園で厳密に言うと4時間が保育時間ということで、それをオーバーしたら延長料金というんですか、延長のお金をもらうというこ

とだったんですけども、私は、やっぱりここの町の自治体の裁量で時間の延長を、それを新しく付加、上乗せすることなく見るべきだというぐあいに思います。

そして、もう1点は、ここに新しい条例に載っておったんですけども、いわゆる保育料については、認定こども園については保育料金とは別に町長がまた定めるというぐあいに理解すべきことが載ってるんです。そうではなくて、やはり格差はなく平等に扱うべき、このことをぜひ意見に加えたいというぐあいであります。以上です。

- ○議長(青砥日出夫君) 3番、米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 3番、米澤でございます。亀尾議員にお聞きします。子ども・子育て支援新制度の実施に関する意見書でございますが、私もちょっと無知でございますけれどもよく読んでみたら、例えば第1に町子ども・子育て支援事業計画に当たっては、児童福祉法第24条第1項の市町村の保育の実施責任を踏まえ、全ての施設・事業、全ての子供に対して、格差のない保育を提供すること。以下、ずらずらとありますけれども、御存じのように平成26年度から南部町はすみれ保育園ですか、認定こども園で幼稚園部分が設置されることが決まっておりますが、この意見書を読む限り、私には幼稚園部分が見えてこないんですけども、それについてはどうでしょうか。
- 〇議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) この中でも前も言ったんですけども、やはり新制度の中では認定こども園というものが認められて、そして南部町でもすみれ保育園が建てかえと同時に認定こども園が発足するわけなんです。その中で、いわゆる行政側の考えとしては文言には載ってるかどうかわかりませんけども、保育に欠ける子を保育園で扱って、保育に欠けない子には扱えないという条項があったんですけども、今度認定こども園になれば、いわゆる保育に欠けない子供でも、いわゆる幼稚園ですね、幼稚園に類する子供でも扱うというぐあいになるわけなんです。そういう中で、私が主張したいのは、先ほども言いましたけども時間のこと、4時間に限定になった分もきちんと保育園並みの時間を保障すべき。また早く帰る子は別ですけども、早く帰りたいという希望のある子は別ですが、それでない子はやっぱり一緒な水準で見ていただきたい。このことが新しくなる幼稚園の部分でもそのことを踏まえてほしいということです。
- ○議長(青砥日出夫君) 3番、米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 3番、米澤です。先ほど亀尾議員がお答えいただいたんですけど も、そういうことがこの意見書のどこに入ってるんでしょうか。それを説明願います。
- ○議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。

- ○議員(12番 亀尾 共三君) 私は、はっきりと幼稚園部分とは書いておりませんが、この1項目とか、ほかの項目でそのことが理解できるんではなかろうかということで、あえてその部分は入れておりません。
- 〇議長(青砥日出夫君) 3番、米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 3番、米澤でございます。亀尾議員はそういう言い方をされるんですけども、私はこの意見書を見る限りは、これはもう保育専門だという意見書だというふうに私は感じております。幼稚園部分を、やはり認定こども園が来年の4月からできるわけですから、幼稚園部分も認めるなら、やはり幼稚園部門のことも含めた書き方をすべきであると私は思いますが、再度そのことについて質問いたします。
- 〇議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 確かにはっきりと幼稚園部分ということを記入してなかったということで、これでなかなか文書の中では理解できないという面があるかもしれませんけども、あえてこの1項目からずっと最初の本文、それから要求の7項目の中にそれは含まれているというぐあいに私は主張しているわけです。以上です。
- ○議長(青砥日出夫君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青砥日出夫君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員(7番 杉谷 早苗君) 7番、杉谷でございます。私は、この子ども・子育て支援新制度 の実施に関する意見書につきましては、提出の反対の立場で討論させていただきます。

ここで先ほどから亀尾議員の御説明をるるお聞きしている中においては、なかなか新制度に向けてのことが見えてまいりません。

それと、1番の全ての施設・事業ということの子供に対して格差のない保育。事業につきましても各保育園では特徴を出しております。それも全部押しなべてというようなことはなかなか受け入れられないのではないのか。それで、質については何も申されておりません。質というものは、これは同じでなければならないと思っております。

それと、次々、一点一点申し上げてもよろしいですが、これにつきましてはもう少し、一つ一つ吟味をされたほうがいいのではないのかなという立場でもって反対とさせていただきます。以

上です。

○議長(青砥日出夫君) 原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 今回の発議案は、本来であれば議会開会前の議会運営委員会に、全市町村に同じような陳情ないしは請願としてるところもあるんです。市部では請願が多いと思うんですけども、それが議運までに間に合わなかったものですから依頼に応じまして、保育を考える会に応じまして意見書として上げさせてもらったという経過があるということを一つ言っておきたいと思います。ということは、どこの市町村も新制度になるにつれて議会でこのことが論議されているということが一つあるんですよ。

先ほどの論議の中で、新制度がなかなか見えにくい内容になっているのではないかとおっしゃ るんですけども、支援制度ってなかなかそういう意味ですごく見えにくいもんだと思うんですが、 一つにはなるほどなと思って私らも聞いてたのは、先ほどの米澤議員の幼稚園機能はどこにある のかと、こう言っていましたよね。南部町が今度する認定こども園というのは、学校法人の幼稚 園ができるわけやないんですよ。4つの分類でいえば、幼稚園型の認定こども園というのが米澤 議員のおっしゃるように、学校法人ができて幼稚園だという説明ができるんですけども、南部町 が選択しているのは保育所型の認定こども園というものですから、いわゆる児童福祉法に基づい たこども園で、その中に幼稚園機能がありますよという位置づけなんですよ。そこへ取り上げて ほんなら幼稚園はどこにあるのかということを言われたら、例えば制度的には児童福祉法に基づ いた認定こども園だということなんですよ。幼稚園機能を持ってくるということは、これは保育 士の先生方にも聞いてよくわかると思うんだけれども、現行保育所でも就学前の1年間は米子で 幼稚園でやっている英語教育は別として、本来、就学前教育で必要とされているのは、特にここ の南部町は幼保連携とかといって小学校と保育園連携とか言ってますが。そういうことでいえば、 受け皿となるように年長児はその準備をしているというのが現状なんですよ。だから、認定こど も園になってすみれ保育園に行ってる子供だけが幼稚園の教育受けて、つくし保育園やさくら保 育園の子供がそういう教育受けないのかということにはならないだろうと、そういうことをしな いはずなんですよ。私たちが求めているのは、そういうことを求めているんですよ。もう一つ、 幼稚園機能でいえばそういうことなんですね。ほんで、幼稚園がどこにあるのかという点でいえ ば、あけてみたら保育に欠ける子供が受けれるから幼稚園機能があるということになってくると いうことになってくるんですよ。中身で、あんた幼稚園、保育所とバッジつけるみたいにするこ とできないという内容なんですね。だから、そういう意味でいえば、幼稚園を取り上げてああだ

こうだというような書き方というのは今の段階ではできないし、する必要もないだろうということですね。

それと、もう一つは、通っているの、私は議員の皆さんや職員の皆さんと一緒に勉強したいのは、幼稚園がいいと言ってる子供がおるから幼稚園の認定こども園だなくて、今のこの支援制度というのはどういうとこで変わろうとしているかという財源問題も含めて私たちが勉強、一番しないといけないやないかと思うんですよ。先ほどの条例では、認定こども園にすることを私たちは反対しました。ところが、新制度の今の問題は、認定こども園だけじゃなくても、保育園でも認定されるわけなんですよね。新設して時間も決めないことには受けれないんですよ。だから、今までの保育施設を同じように使えるようにというのは、つくし保育園に行ってる民間の子供でも保育時間の設定が要るようになってくるわけですよ。とすれば、今まで通常保育で11時間いた子供が、新しい制度になることによって8時間ということにはならないだろうと町長は言っているんですよ。現行維持するようにやりたいと言っているからね。だから、少なくともそういう意味では、この私たちの意見書というのは町を応援している意見書のつもりなんですよ。国がいろいろ言ってくるけれども、町長、笑っていらっしゃいます。国はいろいろ言ってくるけれども、歯どめをどこでかけるかという点でいえば、こういうところで努力してほしいということを言っているわけです。

それと、もう一つの格差の問題で、今、出てきていないので言うのですが、町とすれば地域型保育事業ということについて20人以下の場合、市町村等で条例つくらないといけないことになっているんですよ。これは今度、介護保険で出てくるようにA・B・Cというふうに分けて、Aの段階では先ほどお伺いした分ですよね。Aの保育所では全員が保育士の資格ないとだめ、Bでは半分でいいですよ、Cではまだなくてもいいですよと言うんだけども、ここに小さい字で書いてあるから読めないと思う。厚生労働省は小さい字で書いてあるでしょ。B・Cでいいことないから、行く行くAに持っていくようにというようなこと書いてありますよね。これは厚生労働省の資料なんですよ。そういうことでいえば、特に保育所関係の方々や町の職員はよく御存じやと思うんですが、当初、保育所は託児所と言われて資格のない方々が当たっていた。そこで保育士の専門性を強調されることによって、保育士の内容というのはぐっと変わってきたわけですよね。これは歴史の流れであるし、子供の成長段階での必須条件になったと思うんですよ。そういう意味でいえば、今回の新支援制度で財源とか規模や場所がなければ、保育所という名前でも保育士がいなくてもいいよとすることは、これは私は歴史の後退であるし、子供に責任を持つやり方ではないというふうに思うんですよ。どういう方がなるかというと、市町村が研修受けて、その研はないというふうに思うんですよ。どういう方がなるかというと、市町村が研修受けて、その研

修に合格した方が保育士のように当たれて給料を払うことができると。それを保育所とみなすことができるというんですから、これはそういうことは現行水準から見たらやめて、できないような内容にしようではありませんかということが書いてあるわけなんですよ。これはどこでも論議になることだと思います。私は、少なくても南部町の旧西伯、会見の方々も含めて市町村の保育所が果たしてきた役割というのは、本当に大きいものがあると思います。それを前進させる方向に持っていくべきであって、それを決して後退させることのないようという趣旨ですので、ぜひとも御理解いただいて賛同願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第17号、子ども・子育て支援新制度の実施に関する意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(青砥日出夫君) 起立少数です。本案は、否決されました。

ここでしばし休憩します。再開は55分にします。

午後3時39分休憩

午後3時55分再開

○議長(青砥日出夫君) 再開いたします。

日程第37 発議案第18号

○議長(青砥日出夫君) 日程第37、発議案第18号、消費税増税の中止を求める意見書を議題 といたします。

提案者である植田均君から趣旨説明を求めます。

5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君)

発議案第18号

消費税増税の中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成26年10月1日 提出

提出者 南部町議会議員 植 田 均 賛成者 口 亀 尾 共 三 賛成者 真 壁 容 子

同

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

--別紙を読み上げて提案にかえさせていただきます。

## 消費税増税の中止を求める意見書(案)

来年10月に消費税を現行8%から10%に引き上げることが予定されているが、先週内閣改 造をおこなった後の各新聞の世論調査でも、来年10月からの消費税増税に「反対」が、「朝 日」69%、「読売」72%、「毎日」68%、共同通信68.2%と7割近くを占めてきてい る。

9月8日、内閣府が発表した4~6月期の国内総生産(GDP)改定値は、実質で前期比1. 8%減、年率換算で7.1%減となり速報値(前期比1.7%減、年率6.8%減)から下方修 正されている。これは、東日本大震災の影響で6.9%減となった2011年1~3月期を超え、 リーマンショック後の09年1~3月期(年率15.0%減)以来のマイナス幅となっている。

背景にあるのは内需の冷え込みで、GDPの約6割を占める「個人消費」は5.0%減から5. 1%減に下方修正され、年率換算では19.0%減となった。これは前回の消費税増税直後(1 997年4~6月、13.2%減)を超え、過去20年間で最大の落ち込みとなっている。また、 実質雇用者報酬は、前年同期比で1.9%減少しており、収入の目減りが消費の冷え込みの原因 となっている。

この状態で来年10月からの消費税10%への増税は、国民の所得が伸び悩んでいるなか消費 が大幅に減るのは目に見えており、くらしも経済も壊滅的な打撃をもたらすことは明らかだ。わ ずか1年半という短期間に税率を5%から10%へと2倍にもした例は皆無だ。

安倍政権は公式には、来年10月からの増税を実施するかどうかは、7~9月期の経済指標が 明らかになった後、年末に決めるという発言を繰り返している。しかし、いまでさえ消費税が1 0%になるのを見越して節約志向が強まっているといわれている。増税を中止しないこと自体、 国民の不安をあおり、景気に悪影響を与えている。

消費税の再増税は中止し、消費税増税に頼らない経済対策に転換することを求める。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

#### 【提出先】

内閣総理大臣

財務大臣

以上です。

- ○議長(青砥日出夫君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。 1 1 番、秦伊知郎君。
- ○議員(11番 秦 伊知郎君) 提案者に対して質疑、質問をいたします。

世論調査、あるいは経済状況、社会状況を踏まえて消費税 1 0 %の反対を言われた意見書だろうと思いますが、提案者は日々、消費税そのものについて反対されておられました。この提案書に見られるのは、8 %から 1 0 %に上げるのを反対だと言っておられます。つまり、8 %の消費税は容認されるわけですか。

それと、消費税に頼らない経済対策とあります。具体的には消費税に頼らない経済状況というのでしたら話がわかりますけど、経済対策とは具体的にどのようなものを指すのか、その辺のことをもう少し明確に御答弁していただきたいと思います。

- ○議長(青砥日出夫君) 5番、植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) 私は、基本的に消費税、現状の8%をよしとする立場にはありません。それは消費税の持つ逆進性が低所得者層に重くのしかかっている、こういう間接税のあり方について、間違った方向だという考え方であります。

次の2点目の消費税を中止した場合の頼らない経済対策ということについてお話をさせていただきますが、税制のあり方を所得や資産に応じて負担するという応能負担の原則に立って改革をすることが私の一番大切な第一番目の政策といいますか、とるべき国の政策の方向づけだと思っております。現在、富裕層の所得の多くを占める株式の譲渡所得などの税率が低いために、所得が1億円を超える層は逆に税金の負担が軽くなっているという逆転現象が起きています。法人税の実質負担率は中小企業が26%に対して、大企業は18%にすぎません。大企業には研究開発減税、連結納税制度など、大企業に有利な減税制度があるためです。この不公平な税制の改革こそ最優先の課題です。

そして、賃上げを初め、国民の所得をふやす改革でデフレ不況を打開し、日本経済を健全な軌

道に乗せていくことが十分可能であります。それはこの間の大企業がため込んだ内部留保資金の 状況を見れば十分可能であります。この間、大企業が保有する現金預金、有価証券は15兆5, 000億円ふえて、設備投資には使われていません。それは国内の個人消費が減り、生産拠点が 海外移転で輸出もふえないので、国内生産が低迷しているからであります。こういうデフレスパ イラルが今も進行しています。これを抜本的に切りかえて国民の懐を豊かにし、応能負担の原則 を貫いて富裕層や大企業から応能の負担で税を納めていただく、これで消費税に頼らない税制改 革が可能であります。

- ○議長(青砥日出夫君) ほかに質疑ありませんか。
  - 11番、秦伊知郎君。
- ○議員(11番 秦 伊知郎君) その視点というのは税制制度そのものの改革であり、この消費税が8%から10%になるのには少し論点が違うのではないかなというような感じがしますが、その点いかがですか。
- ○議長(青砥日出夫君) 5番、植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) 政府は、□を開けば税金を消費税に求めて、社会保障が大変だか ら消費税を税率上げなくてはいけないと、こういう頭が消費税に凝り固まっているわけですね。 そういうことをきちっと見直すことが大切なんですね。

1つ例を挙げましょうか。きょうの新聞に載っておりましたけれども、南米のチリ、ここでは 教育の無償化や病院建設のために大企業に対する法人税の増税をしているんですね。世界的に見 ましても、今の法人税を値下げ競争することで国際競争力を強めようという政策自体がもう行き 詰っているんですね。大企業から税金が取れないから、国の財政はどこも苦しいんですよ。ここ のところを見直さなければ、抜本的な改革はできません。以上です。

○議長(青砥日出夫君) ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長(青砥日出夫君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員(10番 井田 章雄君) 反対ですね。(「反対」と呼ぶ者あり) 1 0 番、井田でございます。悩ましい問題でございますが、反対討論いたします。

消費税増税法案は、皆さん御承知のとおり、三党合意によって平成24年8月に成立いたしま

した。2段階でこれは決まっております。平成26年4月に8%、平成27年10月に10%引き上げることを定めたものであります。附帯条項として、景気弾力条項を付してあります。今回の場合も四半期、7月から9月の景気動向を見きわめながら12月に判断したいというようにしています。

そこで、この目的は財政健全化であります。財政健全化、そして社会保障の安定化、また子ども・子育で支援などを見ております。そして、この目的を進めていかないと、特に財政健全化でございますが、マーケットに影響し、国際の信頼を失う事態になると言われています。また、国際公約による信用度の影響でもあります。そこで財務省は、再増税に備えて地方経済を下支えする方針で、公共事業や中小企業支援を軸に景気対策を盛り込んだ2014年度補正予算を年末に編成する方向で検討に入ったと聞いております。財源は、国債の追加発行は回避し、税収の上振れ分や国債費の使い残しなどで確保する方向で対処するとしています。日本銀行も金融政策決定会合を現行の、これ異次元緩和と言われるそうですが、大規模な金融緩和の継続を全員一致で決定しておられます。

そこで当南部町議会は、平成13年3月定例議会で消費税増税の中止を求める陳情書に対して 不採択としております。また、2014年6月定例会において、消費税の増税に対する意見書発 議に対して否決しております。また、県を通じて地方消費税交付金が交付されていることは皆さ ん御承知だろうと思います。

私は、いずれにしても総合的に判断し、延期は考えられますが、目的を進めていく、遂行していくためには中止は考えられないと考えております。したがって、この発議案に対して反対をするものであります。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 消費税の増税でいえば、なかなか議会でも中止の声を上げましょうということで一致点が得られていないのが現状です。しかし、4月に消費税が8%に上がったことから、来年10月に向けて今、全国で9月議会とか開かれてるんですけれども、例えば高知県なんかでは過半数を超える議会が消費税増税反対の意見書上げてくる、北海道なんかもそうですよね。そういう自治体がふえているというのも事実です。

理由は、先ほど植田議員が意見書の中で示したように客観的なGDPの値が政府の思惑以上に 下がってるというところではないかと思うんです。

ちなみに、個人消費がいけんかったって大企業が潤ってるからいいのではないかというのがあ

ると思うんですが、今慌ててて、経済学者なんかもこのままではいけないんじゃないかと言って いるのは、GDPの中でも設備投資というのがすごく落ち込んできたと。これが9月の8日、発 表されましたよね。5.1%、2.5%からマイナス5.1は改定値が減ってきたと、下方修正 なんですよね。それはなぜかといったら、今、大企業が、私たちがよく言う資本金10億円以上 の大企業が2013年度に上げた経常利益が34兆8,000億円で、過去最高だと言われてい ると。利益剰余金なんかも13年度157兆2,000億円、ちょっと私たちには考えにくいん ですけども、前年度より14兆円を超すような利益を上げてきていると言うんですよ。考えたら そう、景気がいいって首相が大きな顔してるのはそこじゃないかと思うんですけども、ところが、 なぜか、どうしてかというと、設備投資なぜできないかというと、金を持っているんだけれども、 設備投資に使わないのは個人消費が落ち込んでいるから。今、輸入も輸出もマイナスになったわ けですよね。これはもう悪循環そのものだということが指摘されてるのも事実だと思うんですよ。 そしたら、どうしろというかというと、ほとんどの方々が言ってるのは賃金上げろと言ってる わけですよね。賃金上げろと、とにかくって。それで、企業はたまったお金が設備投資できない ものだから内部留保資金ためてるわけですよね。その1%を使うだけでもGDP上がるじゃない かということ言われているんだけども、それをしない。そしたら、今度どういうことを言ってき てるかというと、皆さんも御存じだと思いますが、なかなか10%上げて今度どうなるかわかり ませんが、法人はどう考えたかというと、中小業者に対して、いわゆる外形標準課税ですよね、 これを上げようと。要するに赤字になってるところからも税金取ろうということも言い出してき てるわけなんですよ。

ここに至ったら次、どういう結果になるかということですよね。私は、南部町はそんなに大企業が何兆円ももうかっていて自分におこぼれが、わしとこももうかってるわということもないと思うんですよ。明らかになってきたのは、農業でいえば米のお金が減ったこと、それから年金が減らされてくること、医療費等が上がって大変だというのはもう聞くほとんどの声なんですよね。だからこそ、先ほど言った国民の声も世論調査でも6割から8割を占めて、消費税増税は困ると言ってるんじゃないでしょうか。

私は、この中には三党合意でした自民党や公明党の方もいらっしゃると思うんですけれども、もしそうであれば、地方議会とか地方議員である私たちの役割というのは、住民の声を正しく伝えて議会等で反映して、国政に届けることではないかというふうに思うんですよ。そういう意味でいえば、少なくとも自分とこの周りはどうなのか、自営業をなさってる方もいらっしゃると思いますが、消費税増税には困るというこの町民の声を、ぜひこの議会からも御一緒に上げていこ

うではないかということを訴えて、皆さんの御協力を得たいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(青砥日出夫君) 1番、白川立真君。
- ○議員(1番 白川 立真君) 白川です。原案に反対の立場で発言させていただきます。

まず、増税をされてうれしいと喜ぶ人は誰もいないわけですけども、あえて現役世代、子育て世代の自称応援団長として発言させていただきますと、少子高齢化時代などを背景に社会保険料など、現役世代の負担が年々高まりつつある中で、所得税、法人税の増税はさらに現役世代に負担を集中することになると感じています。

ここで我が国の税収の推移というものを見たときに、好景気時代、大分前ですよね、平成元年あたりから徐々に減少傾向にあります。この約25年間で所得税は26兆円から13.5兆円とおよそ半減をしています。法人税は18兆円から8.8兆円、これもほぼ半減をしています。その他、揮発油税、相続税、酒税、たばこ税は横ばい、そして消費税は現在10兆円前後で、横ばいで推移をしています。ここで加速していくことが予測される高齢者への福祉費、現役世代の減少による税収の減、この税収と歳出の曲線がXの形で交わるとき、それは何を意味をするのでしょうか。私たちは、このような状態になることは絶対に避けねばならないと考えます。

消費税の特徴は、高齢者を含めて国民全体で広く負担をする税です。その上で苦渋の選択として消費税にメスを入れることがあるならば、国民の負託を受けた国会議員の慎重な判断に委ねたいと思います。以上です。

- ○議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾です。私は、この意見書に賛同する立場から発言いたします。皆さん、周囲の方、近所の方はどう言ってます。年金は減る、給料は上がらない、そしてこの4月から3%プラスされた、本当にえらい、こういうことをさまざまに聞きますよ。そしてまた、商店では、私もそうですが、本当にいわゆる転嫁、なかなかできない状況。そういう中、特に食べ物屋さんなんかいいますと、以前はそうだったが、もうやれないからやむなく消費税を転嫁したい、そうするとお客さんが高んなったと言うのでやっぱり減る、目減りすると。そういう状況です。大都会の大企業に勤めている人は知りませんよ。だけども、本当にこの南部町で暮らす人たちの立場、皆さん、声はどう受けとめられます。消費税が上がっても平気だよと言う人はいますか。3%上がっても大変なのに、今度は5%から8%になったが、10%になれば5%時代の倍ですよ。

そして、労働省が出した分、働く貧困層が1,100万人を超えたと言ってます。安倍政権発

足で、1年で30万人からふえたと言ってます。南部町内ではどうでしょうか。所得が上がった人はいるでしょうか。若干いるかもしれませんが、ほとんどの人が年金は減る、物価は高く上がる、そういう中で目減りしているのは当然じゃないですか。もっと素直に考えようじゃありませんか。

そして、反対討論の中で財政の健全化が必要だと、そして社会保障の充実を求めるんだということなんですが、皆さん、税の原則は何ですか。何回も言いますけども、利益の部分から何%を出すいうことになってるんじゃありませんか。消費税は、所得のない者から無理やりむしり取るんです。子供の100円の小遣いの中からもあめを買いに行ったら取るんですよ。所得がない者から何で取るんですか。それは親からもらったら子供は所得かもしれません。しかし、家計の中からいえば、それ所得じゃないんですよ、子供にとっては。そういう中で、私は健全化を言うなら、先ほど真壁議員が発言しましたが、大もうけをしている大企業から取るべきじゃないですか。お金を使うのに、もうかったお金をどう使おうか思って頭を困らせてるんですよ、連中は。つまり、外国に比べますと、外国は富裕層が税金をもっと払おうじゃないかと、そういうのなんですよ。ところが、日本は大もうけしている連中から下げて、生活に困ってる連中から容赦なく吸い上げる。これがまともな国のやり方でしょうか。私は非常に憤りを感じます。

本当に町民の皆さんの耳を傾けて暮らしが大変、そういう中を実直に受けとめて、消費税は今は5%から8%に上がってそれ自身も困るんだけれども、その上にまた2%プラスして10%にする、とんでもないことじゃありませんか。お金があって外国へ住んで外国籍で暮らすならいいかもしれません。しかし、ここから、この町内から抜け出すことができない私たちが本当にここで住み続けるためには、大企業から税金を取りなさい、これを言うのが当然じゃありませんか。何百兆円も持ってる大企業、ここから吐き出せれば、ここから税金を取り、またそこで勤めている人のわずか1%で給料が上がると言ってるんですよ。トヨタなんかは従業員全部が今、退職しても退職金が払える、それだけのお金を持ってるんですよ。そういうお金を下請の手数料をもっと上げ、また自社に勤めている人の給料を上げ、そうすればそのお金が経済を好転し、渡るんじゃありませんか。もっと勉強しましょうや。皆さん、私は、この消費税の意見書をぜひ採択して、住民の声に応えようじゃありませんか。そのことを主張して討論を終わります。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。(「議長、手挙げてるよ」と呼ぶ 者あり)

6番、景山浩君。

○議員(6番 景山 浩君) 6番、景山です。今、亀尾議員の非常に迫力あふれる賛成討論を

聞いておりまして、反対をしにくいなと思いながらも、やっぱり一言言っとかんといけんことは 言っとかんといけんのだろうなと、こういうふうに思います。

この意見書(案)の本文の中、皆さんが消費税の引き上げに、それは反対だということは非常によくわかりますし、予想以上に前回の引き上げの悪影響が大きくて、しかも長引いておるというのも確かに事実のことです。じゃあ、それに対して消費税を上げることをやめて、消費税増税に頼らない経済対策ということで、どういう対策をおっしゃるのかなと思っておりましたが、税金のシステムを大きく変えて応能負担にして、それで消費税を上げることを回避して置きかえていきましょうといったような御提案があったわけです。

今現在、国債の発行残高が1,000兆円を超えたというのは、ことしの頭だったかと思いますが、大体40兆円以上の毎年毎年赤字国債を発行しながら返してるのは約20兆円ですので、 黙っとっても毎年25兆円あたりに近いところの赤字、負債、国のがふえていってる状況です。

税収のほう、先ほど白川議員でしたかね、おっしゃいましたが、大体ほぼ税収と赤字国債の発行額が同じような状況で、応能負担に変えてそれだけの穴を埋めていくことが本当にできるのかということを考えると、これは全部私たちの払ってる税金も全て2倍になるというようなことが本当に可能なのかどうなのか、持続できるのかということを考えると、今回の消費税だけでもこの穴を埋めることはもちろんできないわけですけれども、やっぱり持続可能なサービスの量と負担とのバランスというものが全然合ってない状況にあるという現状からすれば、少しでも現在の赤字国債の発行額を減らす、将来の次の世代、次の次の世代の負担を減らすようなそういった試みというのは、やっぱりあらゆる手を使ってやっていかなければいけないんだろうなというふうに思います。

2025年問題、あと9年ほどですか、これが本当に乗り切れるのかどうなのかということは余り正式には出てないようなんですけれども、国のほうでもちょっと怪しい、危ないといったような話もちらちらと出ている状況です。150兆円ぐらいに達するような社会保障費を、これからどんどんどん少なくなっていく現役世代が負担をしていかないといけないという、そういった状況がもう目の前に見えておりますので、本当に厳しい日々の生活の中からプラス2%の消費税を払っていくのは、皆さんも私もとても苦しいことではありますけれども、これをやめてしまうということには賛成をしかねます。以上です。

○議長(青砥日出夫君) これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第18号、消費税増税の中止を求める意見書を採決いたします。 原案に賛成の諸君の起立を求めます。

### 〔賛成者起立〕

○議長(青砥日出夫君) 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第38 発議案第19号

○議長(青砥日出夫君) 日程第38、発議案第19号、少人数学級の推進をはかるための、20 15年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、井田章雄君からの趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

〇民生教育常任委員会委員長(井田 章雄君) 民生教育常任委員長、井田でございます。

発議案第19号

少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に係る 意見書採択を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成26年10月1日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 井 田 章 雄南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

意見書(案)につきましては、白川副委員長に朗読させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(青砥日出夫君) 1番、白川立真君。
- 〇民生教育常任委員会副委員長(白川 立真君) 白川です。読み上げます。

少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に係る 意見書採択を求める意見書(案)

国において、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が本年度は予算措置されていない。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1学級の学級規模を引き下げる必要がある。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導など

を必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ、不登校など生徒指導の課題等もある。こうした諸課題の解決や子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育を行うには、少人数学級の推進が必要である。

文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高の望ましい学級規模」として、26人~30人を挙げている。そして鳥取県をはじめ、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30~35人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要がある。

少人数学級は、国における法改正や予算措置によって実施すべきものであり、2015年度政府予算編成において全ての都道府県で35人以下学級が実現されるよう要望する。

記

OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級を視野に、全学年で35人以下学級とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年10月1日

鳥取県西伯郡南部町議会

#### 【提出先】

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣

以上です。

○議長(青砥日出夫君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) これで討論は終わります。

これより、発議案第19号、少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に係る

意見書採択を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに 決しました。

## 日程第39 議員派遣

○議長(青砥日出夫君) 日程第39、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思います。 お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定しました。

#### 日程第40 議長発議第20号

○議長(青砥日出夫君) 日程第40、議長発議第20号、閉会中の継続調査の申し出についてを 議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

### 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申 し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

#### 日程第41 議長発議第21号

○議長(青砥日出夫君) 日程第41、議長発議第21号、閉会中の継続調査の申し出についてを 議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

日程第42 議長発議第22号

○議長(青砥日出夫君) 日程第42、議長発議第22号、閉会中の継続調査の申し出についてを 議題といたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。
- ○議長(青砥日出夫君) 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第6回南部町議会定例会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 御異議なしと認めます。これをもちまして平成26年第6回南部町議会 定例会を閉会いたします。

# 午後4時36分閉会

#### 議長挨拶

○議長(青砥日出夫君) 今期定例会は、9月12日に開会以来、20日間にわたり、25年度一般会計、特別会計、事業会計、決算認定を初め、提案されました条例及び補正予算、また議員の一般質問を含め、多数に上りました。

これらの重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得、御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

本日ここに、その全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともに御同慶

にたえません。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりましては、委員長報告を初め、各議員の意見を十分に尊重しつつ、町政各般にわたり、さらに一層、 熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

厳しい残暑から、これから秋も深まり、議員各位におかれましては、何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力を賜りますことをお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

## 町長挨拶

〇町長(坂本 昭文君) 9月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月12日から本日まで20日間にわたって開催されまして、平成25年度一般会計決算認定などを初め、32の議案について御審議をいただきました。全議案ともに御賛同をいただき、御承認を賜ったわけでございまして、まことにありがとうございました。

9月16日、17日には、9名の議員さんから一般質問をいただきましたが、ちょうど広島市で土砂災害による多数の死者が発生しておるというような状況の中で、災害への関心が非常に高まり、3名の議員さんから災害対応等について質問をいただきました。

また、現在大きな町政の課題として取り組んでおります少子化対策、あるいは人口減少対策についても、4名の議員さんから御質問をいただきまして、大変時宜を得たタイムリーな一般質問ではなかったかと思っております。

さらに、決算議会にふさわしく、財政指標などについても御質問をいただきまして、まことに 有意義な議会ではなかったかと思っております。それぞれに答弁はいたしましたけれども、行き 届かない点や考え違いの点などあれば、また議員活動の中で何かと御指導いただきますようによ ろしくお願いします。

さて、我が町は、本日、合併10周年を迎えたわけでございます。今度の土曜日、10月の4日でございますけれども、ふるさと交流センターにおきまして記念式典を開催し、皆さんでこの10年を振り返り、また10年を無事迎えたことを喜びを分かち合い、そしてまた未来へ向けての決意を固めたいと、このように思うわけでございます。式典終了後の記念講演には、落合の御出身であります元NHKヨーロッパ総局長なども歴任をされました塚田博道氏をお願いをいたしております。午後2時過ぎより開催になるわけでございますが、一般の方にも開放しておりますので、ぜひ多数御参加をいただきますように、この場を通じて御案内を申し上げたいと思います。

この合併式典を行うわけでございますけれども、改めて10年を振り返りまして、決意を新たにして新たな20年目、30年目に向けての町政に邁進をしていきたい、精進をしていきたいと決意をいたしております。よろしくお願いを申し上げます。

いよいよ秋も本格的になりまして、また朝晩冷え込んできたりしますけれども、議員各位には 健康には十分御注意をいただきまして、議員活動を通じまして町政の推進に何かと御支援を賜り ますよう、よろしくお願いを申し上げまして、意を尽くしませんけれども、お礼の御挨拶にかえ る次第です。ありがとうございました。